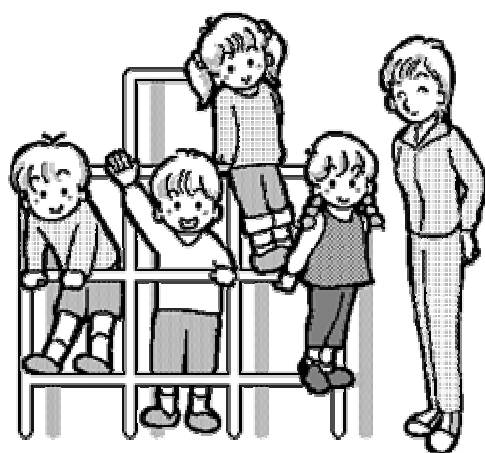


富良野市次世代育成支援地域行動計画



富 良 野 市

は じ め に

子どもたち一人ひとりが豊かな人間性を育み、健やかに成長することは、家族の喜びであるとともに、社会全体の願いでもあります。

しかし、少子化が一層進む中で、子育てに対する意識の多様化が進み、共働き家庭の一般化や地域社会の連帯意識の希薄化などとともに、子育てやしつけに対して不安や負担感を抱くなど、家族や地域社会の姿が大きく変化してきております。

このような状況に対応するため、市では平成13年度に「富良野市エンゼルプラン」を策定し、子育て支援に関する総合的な施策の展開を図ってまいりましたが、この度、さらなる取組として「富良野市次世代育成支援地域行動計画」を策定いたしました。

この計画では“子どもの幸せ 子育ての喜び 一協働・感動の子育て支援をめざして”を基本理念に掲げ、次代を担う子どもたちの成長、幸せをめざし、家族の豊かな愛情のもとで、子どもが健やかに育っていける環境づくりを総合的に進め、家庭・地域・企業・行政など様々な担い手の協働の下、地域社会全体で支援していく体制づくりを推進していくこととしております。

この計画の策定に当たっては、「富良野市次世代育成支援地域行動計画策定委員会」を設置し、ニーズ調査や関係機関の皆様との懇談会の実施など数多くのご意見を参考にさせていただきました。

今後は、各関係機関・団体をはじめ市民一人ひとりのご理解とご協力をいただきながら本行動計画を基に次世代育成支援対策を推進してまいりますので、なお一層のご協力を賜りますようお願いいたします。

平成17年3月

富良野市長 高 田 忠 尚

目 次

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の期間	2
第2節 人口の推計	3

第2章 子どもと家庭を取り巻く環境

第1節 人口構成の状況	5
1 人口の推移と少子化の動向	5
2 出生の動向	7
3 産業・雇用の状況	8
第2節 子育ての状況	9
1 保育所の状況	9
2 幼稚園の状況	10
3 小学校の状況	10
4 児童厚生施設の状況	11
5 学童保育センターの状況	12
6 幼児クラブの状況	12
7 子育て支援センターの状況	13
8 子育て支援短期利用事業の状況	13
9 早期療育事業の状況	14
10 家庭児童相談室	15
11 母子世帯の相談状況	15
12 母子家庭等奉仕員派遣事業の状況	16
13 青少年団体の状況	16
14 民生児童委員の状況	17
15 公園・緑地の状況	17
第3節 母子保健事業の状況	18
1 健康診査の状況	18
2 健康相談の状況	19

3	訪問指導の状況	20
4	育児支援教室の状況	20
第4節	各種手当・助成制度の状況	21
1	助産施設利用状況	21
2	乳幼児医療助成の状況	21
3	児童手当制度の状況	22
4	児童扶養手当制度の状況	22
5	特別児童扶養手当制度の状況	23
6	障害児福祉手当制度の状況	23

第3章 子育ての現状と課題

第1節	子どもの状況と子育ての実態	25
1	世帯の状況	25
2	子育てに関する保護者の意識	26
3	サークル活動	27
4	遊び場所	28
5	小学生の放課後の過ごし方	29
6	外出	30
7	期待されている子育て支援策	31
第2節	子育て支援サービスの提供と利用の動向	32
1	平日保育サービス	32
2	土・日曜日、祝日の保育サービス	33
3	学童保育センター（放課後児童クラブ）	34
4	特別保育事業	35
1)	病児・病後児保育	35
2)	緊急時の預かり	36
3)	リフレッシュ	37
4)	乳児保育事業	38
5)	障がい児保育事業	38
5	幼稚園	38
6	私立認可外保育施設	38
7	子育て支援サービス	39
8	子育て支援の行政窓口	39

第4章 地域行動計画

第1節 計画の基本理念	4 1
第2節 基本的視点	4 2
第3節 基本目標	4 3
第4節 計画の体系	4 5
第5節 基本施策及び推進事業	4 7
1 地域における子育ての支援	4 7
1) 子どもの権利に関する住民の意識の醸成	4 7
2) 地域における子育て支援サービスの充実	4 8
3) 保育サービスの充実	5 0
4) 子育て支援のネットワークづくり	5 2
5) 児童の健全育成	5 3
6) 経済的負担の軽減	5 5
2 母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進	5 6
1) 子どもや母親の健康の確保	5 6
2) 食育の推進	5 8
3) 思春期保健対策の充実	5 9
4) 小児医療の充実	5 9
3 子どもの心身の健やかな成長を促す教育環境の整備	6 0
1) 次代の親の育成	6 0
2) 学校の教育環境の整備	6 1
3) 家庭や地域の教育力の向上	6 2
4 子どもと子育て家庭にやさしいまちづくり	6 3
1) 子育てに配慮した居住環境の整備	6 3
2) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進	6 4
3) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	6 5
5 職業生活と家庭生活との両立の推進	6 6
1) 仕事と子育ての両立の推進	6 6
6 社会的支援を必要とする児童への対応などきめ細かな取り組みの推進	6 7
1) 児童虐待防止対策の充実	6 7
2) 発達に遅れや心配のある子どもへの支援の充実	6 8
3) ひとり親家庭への支援	7 0
第6節 事業別数値目標設定一覧	7 1
1 特定14事業に対する数値目標一覧	7 1
2 事業別数値目標一覧	7 2

資料編

児童の権利に関する条約	7 5
富良野市次世代育成支援地域行動計画策定経過	7 6
富良野市次世代育成支援地域行動計画策定体制図	7 8
富良野市次世代育成支援地域行動計画策定要領	7 9
富良野市次世代育成支援地域行動計画策定委員会設置要綱	8 0
富良野市次世代育成支援地域行動計画策定委員名簿	8 1
富良野市次世代育成支援地域行動計画策定実務者会議設置要綱	8 2
富良野市次世代育成支援地域行動計画策定実務者会議委員名簿	8 3



第1章

計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

1 計画策定の趣旨

平成14年1月に国立社会保障・人口問題研究所が公表した「日本の将来推計人口」によると、今日の少子化は、未婚化や晩婚化に加えて新たに「夫婦の出生力の低下」という新たな現象が指摘され、今後、少子化が一層進行すると予想されています。

この少子化の流れを変えるために平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、地方公共団体及び企業は、それぞれの立場から、次世代育成支援に向けて今後10年間の集中的・計画的な取り組みを推進することになりました。

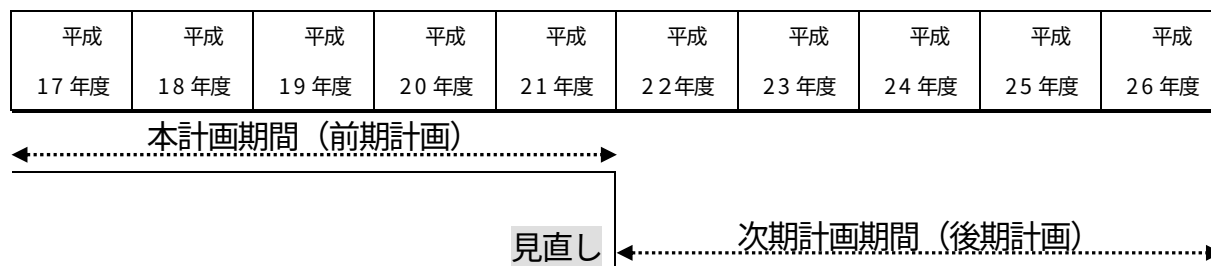
富良野市では、「富良野市総合計画」等の計画に基づき「富良野市エンゼルプラン」を平成13年度に策定し、子育て支援に関する各種施策を実施してきましたが、次代を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備・充実を図るための各種事業を更に推進するために「富良野市次世代育成支援地域行動計画」を策定するものです。

2 計画の位置付け

この計画は「富良野市総合計画」を上位計画とし、各種計画との整合性を図りながら、全ての子育て家庭を対象として、市が今後進めていく子育て支援施策の方向性や目標を総合的に定めたもので、平成13年度に策定した「富良野市エンゼルプラン」を包含したものとなっています。

3 計画の期間

次世代育成支援対策推進法では、市町村が定める行動計画の期間を第1期（前期計画）として平成17年度からの5年間とし、前期計画に関する必要な見直しを平成21年度に行った上で、第2期（後期計画）として平成22年度からの5年間として定めることとしており、富良野市においてもこの期間での計画とします。

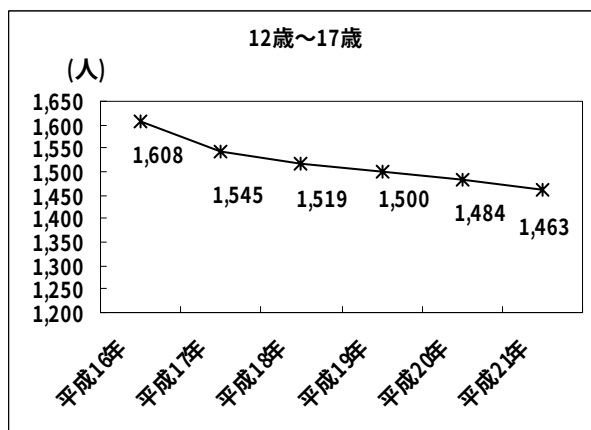
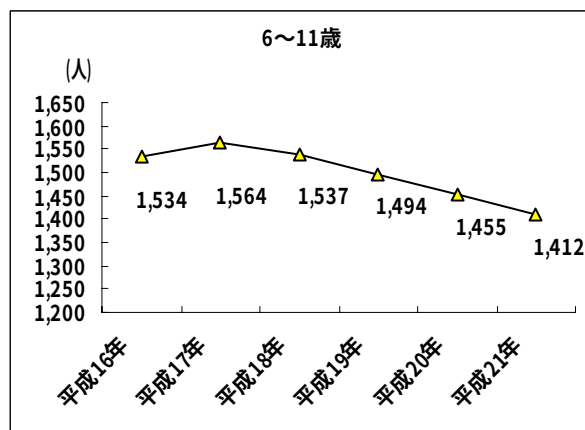
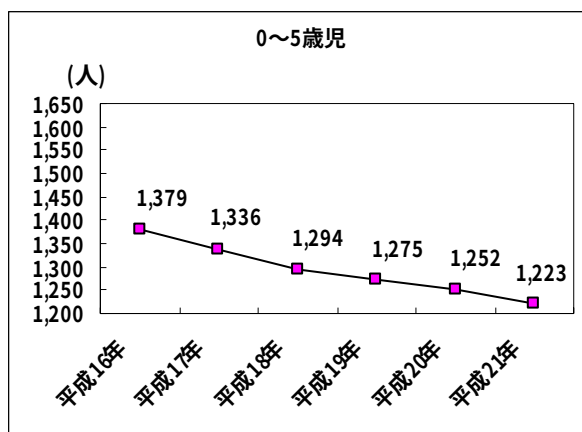
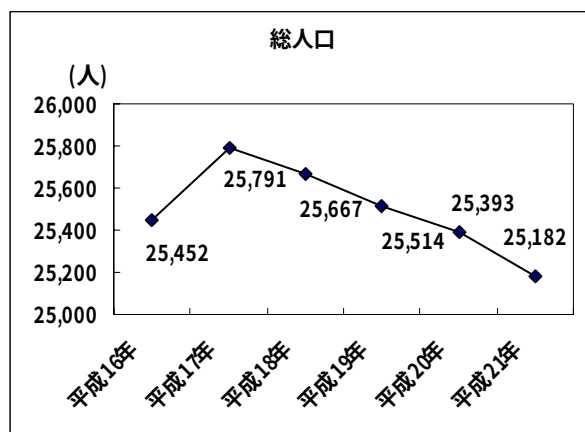


2節 人口の推計

富良野市の過去の人口推移を基に、その推計を行った結果が下図になります。

富良野市の人口は微減傾向にあり、平成21年の総人口は平成16年よりも270人少ない25,182人になると予想されます。

また、平成21年の各年齢区分毎の人口は、平成16年よりも0歳～5歳は156人、6歳～11歳は122人、12歳から17歳は145人減少すると予想されます。



資料：国勢調査（平成7年、平成12年の各年10月1日の人口）を用いて、厚生労働省が掲示したワークシートを基に、児童家庭課が推計。

平成16年の数値は、平成16年3月31日現在の実数値で、平成17年以降は推計数値。



第2章

子どもと家庭を取り巻く環境

第2章 子どもと家庭を取り巻く環境

第1節 人口構成の状況

1 人口の推移と少子化の動向

富良野市の人口は、昭和40年の36,627人をピークに年々減少し、平成15年10月1日現在の住民基本台帳による総人口は、25,656人となっています。このうち、15歳未満の児童人口は3,752人で、総人口の14.6%となっています。

また、15歳以上64歳以下の人口は16,020人で62.5%、65歳以上の人口は5,884人で22.9%となっています。

総人口に占める15歳未満の児童人口の割合は、昭和60年から平成15年までの18年間で6ポイント減少しています。一方で、65歳以上の人口の割合は、11ポイント増加しており、少子高齢化が進んでいます。

さらに、世帯数では増加していますが、1世帯当りの人数は減少しており、核家族化も進行しています。

人口・世帯数の推移（富良野市）

（単位：人）

年次	人 口			世帯数	1世帯当りの人数	北海道 1世帯当りの人数	全国 1世帯当りの人数
	総数	男	女				
S40	36,627	18,148	18,479	8,029	4.6		
S45	30,876	14,764	16,112	8,058	3.8		
S50	29,155	13,963	15,192	8,253	3.5		
S55	28,499	13,780	14,719	8,742	3.3		
S60	27,876	13,482	14,394	8,881	3.1		
H 2	26,665	12,861	13,804	8,961	3.0		
H 7	26,046	12,455	13,591	9,310	2.8	2.5	2.8
H12	26,112	12,405	13,707	9,882	2.6	2.3	2.7
H13	26,057	12,447	13,610	10,440	2.5	2.3	2.6
H14	25,859	12,325	13,534	10,478	2.5	2.3	2.4
H15	25,656	12,242	13,414	10,552	2.4		

資料：昭和40年～平成12年は国勢調査。平成13年以降は各年10月1日現在の住民基本台帳。

北海道1世帯当りの人数は各年10月1日現在、全国は各年3月31日現在。

第2章 子どもと家庭を取り巻く環境

年齢構成別人口の推移（富良野市）（単位：人）

年次	区分	総数	幼年人口 (0～14歳)	生産人口 (15～64歳)	老齢人口 (65歳以上)
S60	人口(人)	27,876	5,752	18,813	3,311
	構成比(%)	100.0	20.6	67.5	11.9
H 2	人口(人)	26,665	4,963	17,828	3,861
	構成比(%)	100.0	18.6	66.9	14.5
H 7	人口(人)	26,046	4,394	17,032	4,620
	構成比(%)	100.0	16.9	65.4	17.7
H12	人口(人)	26,112	4,067	16,480	5,565
	構成比(%)	100.0	15.6	63.1	21.3
H13	人口(人)	26,057	3,821	16,430	5,806
	構成比(%)	100.1	14.7	63.1	22.3
H14	人口(人)	25,859	3,889	16,206	5,764
	構成比(%)	100.0	15	62.7	22.3
H15	人口(人)	25,656	3,752	16,020	5,884
	構成比(%)	100.0	14.6	62.5	22.9

資料：昭和60年～平成12年は国勢調査。平成13年以降は各年10月1日現在の住民基本台帳。

総数には「年齢不詳」を含む。

年齢構成別人口の推移【北海道】（単位：人）

年次	区分	総数	幼年人口 (0～14歳)	生産人口 (15～64歳)	老齢人口 (65歳以上)
S60	人口(人)	5,679,439	1,217,959	3,910,729	549,487
	構成比(%)		21.4	68.9	9.7
H 2	人口(人)	5,643,647	1,034,251	3,924,717	674,881
	構成比(%)		18.3	69.5	12.0
H 7	人口(人)	5,692,321	898,673	3,942,868	844,927
	構成比(%)		15.8	69.3	14.8
H12	人口(人)	5,683,062	792,352	3,832,902	1,031,552
	構成比(%)		13.9	67.4	18.2
H15	人口(人)	5,662,856	751,640	3,795,242	1,115,974
	構成比(%)		13.3	67.0	19.7

資料：昭和60年～平成12年は国勢調査。平成15年は3月31日現在の住民基本台帳。

小数点以下の処理の都合、年齢不詳の数により、各項目の和と合計が一致しない場合がある。

年齢構成別人口の推移（全国）

（単位：人）

年次	区分	総数	幼年人口 (0～14歳)	生産人口 (15～64歳)	老齢人口 (65歳以上)
S60	人口(人)	121,048,923	26,033,218	82,506,016	12,468,343
	構成比(%)		21.5	68.2	10.3
H 2	人口(人)	123,611,167	22,486,239	85,903,976	14,894,595
	構成比(%)		18.2	69.5	12.0
H 7	人口(人)	125,570,246	20,013,730	87,164,721	18,260,822
	構成比(%)		15.9	69.4	14.5
H12	人口(人)	126,925,843	18,472,499	86,219,631	22,005,152
	構成比(%)		14.6	67.9	17.3
H15	人口(人)	126,688,364	17,956,209	84,883,351	23,848,786
	構成比(%)		14.2	67.0	18.8

資料：昭和60年～平成12年は国勢調査。平成15年は3月31日現在の住民基本台帳。

小数点以下の処理の都合、年齢不詳の数により、各項目の和と合計が一致しない場合がある。

2 出生の動向

本市の出生数は、平成11年までは260人前後で推移してきましたが、平成12年以降は微減傾向です。平成14年に増加したものの、平成15年度には200人を切って183人まで減少しました。

また、本市の出生率及び合計特殊出生率は、全国、全道より高いものの、人口を長期的に維持するためには、合計特殊出生率が2.08であることが必要とされていることから、少子化の進行が明らかになっています。

さらに、低体重児の出生が平成9年には、出生数の1割を超えるまでに増加しました。平成11年以降は減少していますが、平成14年にはまた増加しています。

出生数の推移（富良野市）

（単位：人）

年次	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15
出生数	275	268	266	264	250	260	268	234	231	248	183

資料：H5～H14は道北地域保健情報年報

H15はH15年4月～H16年3月までの出生数

出生率の推移

（単位：人）

年次	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14
富良野市	10.5	10.3	10.2	10.2	9.7	10.1	10.4	9.0	8.9	9.7
北海道	9.4	9.0	9.3	8.8	8.6	8.6	8.2	8.2	8.2	8.2
全 国	9.8	9.6	10.0	9.6	9.5	9.6	9.4	9.5	9.3	9.2

資料：道北地域保健情報年報

※出生率とは、ある年に生まれた出生数をその年の人口で割ったものを1000倍した人数。

合計特殊出生率の推移

（単位：人）

年次	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14
富良野市	1.59	1.54	1.65	1.63	1.60	1.64	1.64	1.64	1.64	1.64
北海道	1.35	1.39	1.31	1.30	1.27	1.26	1.20	1.23	1.23	1.22
全 国	1.46	1.50	1.42	1.43	1.39	1.38	1.34	1.36	1.33	1.32

資料：道北地域保健情報年報

※合計特殊出生率とは、一人の女子が、その年次の年齢別出生率において、一生の間に子どもを生むとした場合の平均の子ども数。

低体重児(2,500g未満)出生数・出生率の推移（富良野市）

（単位：人）

年次	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14
出生数	18	16	21	19	30	33	27	15	16	20
出生率	65.5	59.5	79.8	72.2	120.0	126.9	101.4	64.1	69.3	80.6

資料：道北地域保健情報年報

※低体重児出生率は、ある年に生まれた低体重児出生数をその年の出生数で割ったものを1,000倍して算出。

3 産業・雇用の状況

平成12年の産業別人口は、第1次産業 23.9%、第2次産業 16.8%、第3次産業 59.3%であり、第3次産業就労者が最も多くなっています。

また、産業別就労者の比較では、第1次産業就労者が減少し、第2次・3次産業就労者が増加しています。

産業別就業者数の推移

区 分	就業者数（人）				構成比（%）			
	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年
総 数	14,312	13,929	14,017	13,720	100.0	100.0	100.0	100.0
第 一 次	農 業	4,222	3,942	3,616	29.5	28.3	25.8	23.5
	林 業	154	107	76	1.1	0.8	0.5	0.4
	漁 業	-	-	-	-	-	-	-
	計	4,376	4,049	3,692	30.6	29.1	26.3	23.9
第 二 次	鉱 業	70	44	53	0.5	0.3	0.4	0.3
	建設業	1,210	1,134	1,345	8.4	8.2	9.6	10.2
	製造業	873	951	892	6.1	6.8	6.4	6.3
	計	2,153	2,129	2,290	15.0	15.3	16.4	16.8
第 三 次	電気・ガス・水道業	67	64	71	0.5	0.5	0.5	0.5
	運輸・通信業	810	714	682	5.7	5.1	4.9	5.0
	卸売・小売業・飲食店	2,731	2,482	2,622	19.1	17.8	18.7	18.0
	金融・保険業	275	280	270	1.9	2.0	1.9	1.8
	不動産業	37	41	26	0.3	0.3	0.2	0.2
	サービス業	3,381	3,628	3,839	23.6	26.1	27.4	29.7
	公務	477	534	520	3.3	3.8	3.7	4.1
	計	7,778	7,743	8,030	54.4	55.6	57.3	59.3
分類不能の産業	5	8	5	2	0.0	0.0	0.0	0.0

資料：国勢調査

第2節 子育ての状況

1 保育所の状況

平成16年度における保育所は、公立の認可保育所が2ヶ所、へき地保育所4ヶ所、私立認可外保育所9ヶ所が開設されています。

公立・私立保育所の設置状況

平成16年4月1日現在

区分	施設名	開設年月日	定員数	入所年齢	保育時間	備考
認可	中央保育所	S23,1,2	111	6ヶ月～	7:45～18:00	
	麻町保育所	S48,3,1	90	1歳～	7:45～18:00	
へき地	山部保育所	S39,5,1	50	3歳～	8:30～15:30	4月～10月17:30まで延長保育有
	東山保育所	S43,4,1	30	3歳～	8:30～15:30	4月～10月16:00まで延長保育有
	麓郷保育所	S39,4,1	50	3歳～	8:30～15:30	4月～10月16:00まで延長保育有
	布礼別保育所	H8,4,1	30	3歳～	8:30～15:30	4月～10月16:00まで延長保育有
	鳥沼保育園	S42,5	20	3歳～	8:00～16:00	開設期間 4月～11月
私立認可外	西達布保育園	S32,5	30	1歳6ヶ月～	8:00～16:00	開設期間 4月～11月
	さくらんぼ保育園	H11,7	10	産休明け～	8:00～17:30	
	託児ルームぽぷら	H11,3	10	1ヶ月～	8:00～17:30	
	託児ハウスさくら	H14,9	15	0歳～	8:00～18:00	
	託児所たいよう	H10,11	3	0歳～	24時間	
	ヤクルト託児室	H5,4	6	1歳6ヶ月～4歳	8:30～15:00	事業所内保育施設
	富良野協会病院託児室	S40,5	21	生後100日～3歳	8:00～17:20	事業所内保育施設
	ふらの西病院保育室	H3,10	20	産休明け～	24時間	事業所内保育施設

資料：児童家庭課

年度別入所児童数の推移

(単位：人)

年次	施設数				入所児童数		
	認可	へき地	私立認可外	合計	乳児(0歳児)	幼児	合計
H 2	2	7	5	14	13	415	428
H 7	2	6	6	14	16	343	359
H12	2	5	10	17	12	327	339
H13	2	4	10	16	18	336	354
H14	2	4	9	15	14	341	355
H15	2	4	10	16	15	346	361
H16	2	4	9	15	11	338	349

資料：児童家庭課

2 幼稚園の状況

幼稚園は4園あり、すべて私立で運営されています。幼稚園入園は、学校教育法の規定により満3歳の誕生日からとなっていますが、構造改革特別区域計画認定により、平成16年度から満3歳になる年の年度始めからの受入が可能となりました。

幼稚園の定員の総数は525人で、入園児童数は各年度ともに定員を満たしていない状況にありますが、満3歳未満児の受入が可能になったことから、今後入園児童数の増加が予想されます。

幼稚園の概要

施設名	開設年月日	定員数	受入年齢	保育時間	預かり保育
富良野聖園幼稚園	S27.12	120	満3歳になる年の年度初めから	8:30～13:30	16:00まで
ルンビニ幼稚園	S35.8	160		8:30～13:30	17:30まで
慈恵ひまわり幼稚園	S42.4	140		8:00～14:00	17:30まで
富良野みどり幼稚園	S45.4	105		8:30～14:00	17:30まで

資料：児童家庭課

幼稚園の入園状況

(単位：人)

年度	施設数	定員	年齢別入園児童数				計
			2歳	3歳	4歳	5歳	
H 2	4	525		122	193	183	498
H 7	4	525		106	168	154	428
H12	4	525		118	184	171	473
H13	4	525		107	183	187	477
H14	4	525		130	157	185	472
H15	4	525		116	162	158	436
H16	4	525	8	99	165	169	441

※各年5月1日現在

資料：学校基本調査

3 小学校の状況

小学校11校、中学校7校の学校が設置されています。在籍する小学校児童は、この4年間で1,652人から1,536人と年々減少しています。

小学校児童数の推移

各年5月1日現在

(単位：人)

年度	学校数	学級数	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	計
S60	13	108	382	375	358	419	452	454	2,440
H 2	12	93	339	359	328	342	324	365	2,057
H 7	11	94	302	317	305	314	309	320	1,867
H12	11	87	284	272	281	266	269	280	1,652
H13	11	86	258	276	277	275	259	269	1,614
H14	11	89	261	254	271	278	270	258	1,592
H15	11	88	263	262	245	265	280	258	1,573
H16	11	85	233	263	256	245	261	278	1,536

資料：学校基本調査

4 児童厚生施設の状況

児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにすることを目的として児童館2館・児童センター3館を設置しています。

各館に児童厚生員を配置し指導を行っており、さらに児童センターでは児童の体力増進を図るために体力増進指導員による指導も行っています。

開館時間は、月曜日から金曜日までは午後1時～午後5時、土曜日・学校長期休業日(夏・冬・春休み)は午前10時～午後5時までとなっています。

児童厚生施設の概況、利用人数の推移

施設名	設置年月日	区分	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15
北の峰児童館	S43,2,8	利用人数(人)	9,475	9,429	9,684	9,018	7,595	7,751	8,899	10,369	12,151
		開館日数(日)	282	284	286	286	286	284	284	288	290
		1日平均利用人数(人)	33.6	33.2	33.9	31.5	26.6	27.3	31.3	36.0	41.9
緑町児童館	S52,12,1	利用人数	7,795	8,574	8,098	8,741	9,378	10,155	11,991	10,262	11,376
		開館日数	283	282	283	286	285	284	284	287	290
		1日平均利用人数	27.5	30.4	29	30.6	35.8	35.8	42.2	35.8	39.2
麻町児童センター	S54,5,1	利用人数	11,285	11,345	12,225	12,553	11,141	11,417	10,715	11,885	11,110
		開館日数	281	274	275	279	275	279	284	276	287
		1日平均利用人数	40.2	41.4	44.5	45.0	40.5	40.9	37.7	43.1	38.7
桂木児童センター	S56,4,1	利用人数	10,113	9,362	8,484	10,303	9,044	10,820	8,675	11,593	10,455
		開館日数	276	274	283	279	278	280	280	278	288
		1日平均利用人数	36.6	34.2	30.0	36.9	32.5	38.6	31.0	41.7	36.3
東部児童センター	S59,4,1	利用人数	8,713	9,110	8,180	7,936	9,098	6,718	7,978	9,023	9,119
		開館日数	262	277	264	263	265	246	285	276	286
		1日平均利用人数	33.3	32.9	31.0	30.2	34.3	27.3	28.0	32.7	31.9

資料：児童家庭課

5 学童保育センターの状況

就労等により昼間保護者のいない家庭の小学校1年生から3年生を対象に学童保育センターを開設しています。

開館時間は、月曜日から金曜日は学校終了後から午後5時30分まで、学校休業日（土曜日、学校長期休業日、臨時休校等）は午前9時から午後5時30分までとなっています。

学童保育センターの概況、利用人数

施設名	設置年月日	区分	H11	H12	H13	H14	H15
北の峰町学童保育センター	H13,4,1	利用人数(人)			986	959	2,034
		開館日数(日)			284	288	290
		登録人数(人)			5	8	12
緑町学童保育センター	H10,4,1	利用人数(人)	2,963	2,966	3,395	3,746	3,881
		開館日数(日)	285	284	284	288	290
		登録人数(人)	14	18	21	28	24
麻町学童保育センター	S54,7,1	利用人数(人)	5,667	5,664	4,508	3,930	5,939
		開館日数(日)	285	281	284	288	287
		登録人数(人)	40	40	32	24	30
桂木町学童保育センター	S62,4,1	利用人数(人)	5,412	6,253	4,953	7,181	5,171
		開館日数(日)	285	281	284	286	288
		登録人数(人)	32	38	28	38	27
東部学童保育センター	H13,4,1	利用人数(人)			1,713	2,020	1,900
		開館日数(日)			285	288	286
		登録人数(人)			11	12	14

資料：児童家庭課

6 幼児クラブの状況

保育所や幼稚園に通園していない、主に0歳から2歳までの児とその保護者を対象に、育児に対する不安やストレスの解消、同年齢児と母親との交流を図ることを目的とした自主的なサークルです。週1回の午前中2時間程度、親子が一緒になって遊んだり育児についたり情報交換をしています。

幼児クラブの概況

平成16年5月1日現在

クラブ名	活動場所	活動曜日	登録数
北の峰幼児クラブ	北の峰児童館	毎週火曜日 10:30～	15組
緑町幼児クラブ	緑町児童館	毎週木曜日 10:00～	17組
麻町幼児クラブ	麻町児童センター	毎週金曜日 10:30～	18組
東部幼児クラブ	東部児童センター	毎週木曜日 10:30～	15組
桂木幼児クラブ	桂木児童センター	毎週火曜日 10:00～	30組
山部幼児クラブ	山部支所	毎週木曜日 10:00～	16組
東山幼児クラブ	東山支所	毎週木曜日 10:00～	10組

資料：児童家庭課

7 子育て支援センターの状況

育児で困っていることや心配なことを相談したり、同年齢の子どもと遊ばせたり一緒に子育てする仲間が欲しい等の方のために、気軽に集まって育児の相談や情報交換のできる場として平成15年4月より「子育て支援センター」を、保健センター内で開設しています。

○子育て支援センターの主な事業

- ・子育て相談～電話、来所、メール、ふれあい広場での相談
- ・ふれあい広場～保護者の方と同伴で、登録した曜日に親子で参加
15年度前期は週3回、後期からは週4回実施
- ・子育てサロン～月・水曜日午後から保健センター機能訓練室を自由開放
- ・幼児クラブ支援～幼児クラブ等の子育てサークル支援（月1回指導）
- ・子育て講座～保護者や親子で楽しめる体験講座
- ・子育て情報の提供～育児情報提供や絵本、ビデオの貸し出し
- ・子育て支援ガイドブックの作成～市内の子育てに関する情報を1冊にまとめて作成、配布

子育て支援センターの利用状況

		ふれあい広場		相 談 件 数				
		登録組数	延利用数	電話	来所	メール	ふれあい広場	合計
H15年度	前期	67組	1,526人	55件	1件	0件	132件	188件
	後期	116組	3,126人					

資料：児童家庭課

8 子育て支援短期利用事業の状況

児童を養育している家庭の保護者が、疾病等の社会的事由や仕事の事由等によって、家庭における児童の養育が一時的に困難になった場合等に、児童養護施設において、原則7日以内養育する事業で児童養護施設「富良野国の子寮」に委託し事業を開始しました。

なお、15年度の利用はありませんでした。

9 早期療育事業の状況

心身の発達に遅れや心配のある子どもに対して、相談や個別的、集団的な療育を行い、その発達をすすめるための援助をし、保護者の方々の子育てに対する支援をする施設として平成3年度より「富良野市母子通園センター」(通称 なかよし教室)を開設しています。

富良野市、南富良野町、占冠村が第1次療育圏として道より指定を受け、3市町村の住民が利用しています。

平成15年4月からは、児童デイサービス施設として支援費の事業所認可を受け実施していますが、指導・支援内容は従来からの事業を継続して実施しています。

なお、平成17年4月より「富良野市母子通園センター」の名称を「富良野市こども通園センター」に変更いたします。

年度別利用状況

年度	在籍児童数				延べ利 用人	開設日 数	1日当り の利用人
	計	富良野市	南富良野町	占冠村			
H8	28人	25人	2人	1人	1,028人	222日	4.6人
H9	28	24	3	1	955	195	4.9
H10	50	43	5	2	1,602	229	7.0
H11	49	42	6	1	1,622	228	7.1
H12	53	44	7	2	1,945	238	8.2
H13	56	49	6	1	2,438	238	10.2
H14	61	53	7	1	2,142	244	8.8
H15	49	46	2	1	1,369	247	5.5
H16	38	35	2	1			

H16年度は6月1日現在在籍児童数

資料：児童家庭課

歳児別利用状況

(単位：人)

年度	区 分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	学齢児	合 計
H10	通級児	4	5	4	12	8	17	-	50
	経過観察児	2	4	13	3	5	0	-	27
H11	通級児	0	5	5	11	12	16	-	49
	経過観察児	0	1	5	5	8	2	-	21
H12	通級児	1	3	10	8	19	12	-	53
	経過観察児	1	3	2	8	6	1	-	21
H13	通級児	0	1	13	9	14	19	-	56
	経過観察児	0	0	14	3	8	5	-	30
H14	通級児	0	3	9	13	14	18	4	61
	経過観察児	0	1	3	9	4	2	0	19
H15	通級児	0	3	12	7	16	11	0	49
	経過観察児	0	0	1	2	10	5	0	18

資料：児童家庭課

10 家庭児童相談室

家庭における人間関係の健全化及び子育ての適正化等、児童福祉の向上を図るために家庭児童相談室を開設しています。

家庭児童相談員1名を配置し、児童虐待や子どもに対するしつけ、親子関係、不登校などについての相談業務を行い、必要に応じて児童相談所、関係機関などとの連携を図っています。

家庭児童相談室の相談状況

(単位：件)

年度	性格・生活習慣等	知能言語	学 校 生 活 等			非 行	家族関係		環境福祉	障 害	その他	合計
			人間関係	登校拒否	その他		虐待	その他				
H 2	0	44	1	125	0	0	11		15	10	0	206
H 7	30	14	29	0	0	8	11		9	126	1	228
H10	2	51	30	36	23	4	20		19	99	0	284
H11	7	75	18	26	3	0	14		12	115	0	270
H12	10	57	2	19	0	15	60	19	54	70	0	306
H13	6	63	5	19	2	5	133	12	15	74	4	338
H14	48	97	22	32	0	4	103	0	44	132	1	483
H15	30	150	16	52	11	8	111	5	157	171	6	717

資料：児童家庭課

11 母子世帯の相談状況

母子自立支援員1名を配置し、母子寡婦家庭に対し暮らしや子どものことなど日常生活全般に関わる悩みや母子寡婦福祉資金の貸付についての相談業務を行うなど、母子及び寡婦家庭の福祉の増進に努めています。

母子自立支援員相談状況

(単位：件)

年度		生活一般	児童	生活援護	計	母子世帯数
H 2	相談実件数	116	43	241	400	236
	相談延件数	138	56	358	552	
H 7	相談実件数	112	74	199	385	233
	相談延件数	140	91	293	524	
H12	相談実件数	141	57	257	455	230
	相談延件数	162	65	356	583	
H13	相談実件数	176	54	141	371	245
	相談延件数	261	116	275	652	
H14	相談実件数	148	74	137	359	262
	相談延件数	434	197	430	1,061	
H15	相談実件数	234	213	335	782	280
	相談延件数	358	346	337	1,041	

資料：児童家庭課

12 母子家庭等奉仕員派遣事業の状況

母子家庭等が自立促進に必要な事由や疾病等の社会的な事由、若しくは生活環境の激変による日常生活への支障等により一時的に介護、保育等のサービスが必要な世帯に対し、奉仕員を派遣し、母子家庭等の福祉を図るため、平成14年度より「富良野市白菊会」に派遣事業を委託しています。

母子家庭等奉仕員派遣事業の利用状況

年度	利用世帯(件)	派遣回数(回)
H14	1	5
H15	0	0

資料：児童家庭課

13 青少年団体の状況

地域社会において子どもの活動は、家庭や学校とは異なる集団であり、異年齢児による活動、交流など青少年の健全育成に重要な役割を担っています。

子ども会32団体、ボーイスカウト1団体、スポーツ少年団23団体が活動をしています。

青少年教育団体の状況

(単位：件・人)

年度	子ども会		ボーイスカウト		スポーツ少年団	
	団体数	会員数	団体数	会員数	団体数	会員数
H12	40	1,435	1	42	18	622
H15	32	1,100	1	34	23	801

平成15年9月1日現在

資料：社会教育課、スポーツ課

子ども会加入の状況

(単位：人・%)

地区名	小学生				中学生			
	加入	未加入	計	加入率	加入	未加入	計	加入率
富良野	453	824	1,277	35.5	163	437	600	27.2
布部	20	0	20	100.0	19	0	19	100.0
麓郷	39	0	39	100.0	20	0	20	100.0
布礼別	28	0	28	100.0	15	0	15	100.0
山部	145	0	145	100.0	89	0	89	100.0
東山	60	0	60	100.0	49	0	49	100.0
計	745	824	1,569	47.5	355	437	792	44.8

平成15年9月1日現在

資料：社会教育課

14 民生児童委員の状況

富良野市民生・児童委員は、富良野地区 40 名、山部地区 6 名、東山地区 4 名の計 50 名で、市民の様々な分野の相談に応じています。主任児童委員は、富良野地区・山部地区・東山地区に各 1 名が配置されており、主に児童の非行、養護、健全育成の相談、指導を行っています。

15 公園・緑地の状況

公園や緑地は、市民に憩いとふれあいの場を提供し、安全な遊び場としての機能を有するとともに、快適な環境づくりや災害時の避難場所としての役割も担う都市施設です。

都市公園は、朝日ヶ丘総合公園など 66 箇所、その他公園は、山部自然公園太陽の里など 13 箇所です。総面積 71.4ha となっています。

公園・緑地の状況 (単位：箇所・ha)

区分	都市公園		その他公園	
	箇所	面積	箇所	面積
街区公園	42	6.2		
近隣公園	1	1.6		
地区公園	1	3.6		
総合公園	1	10.1		
風致公園	1	9.6		
緑地	19	12.5		
広場公園	1	0.5		
計	66	44.1	13	27.3

平成 16 年 12 月 31 日現在

資料：都市建築課

第3節 母子保健事業の状況

1 健康診査の状況

1) 妊婦健康診査

妊婦前期・後期各1回、道内医療機関に委託して妊婦一般健康診査を実施しています。出産予定日に満35歳以上になる妊婦には、超音波健康診査も実施しています。母子手帳交付数の減少に伴い、妊婦健康診査の受診数も減少しています。

妊婦健康診査受診数の推移 (単位：人)

年度	H10	H11	H12	H13	H14	H15
前期	278	248	223	257	211	200
後期	242	221	205	283	210	184
超音波	24	15	25	22	21	26

資料：保健課

2) 乳幼児健康診査

乳幼児の疾病の早期発見、早期治療、発育の向上を図るために発達段階に合わせた健康診査(4ヶ月、7ヶ月、1歳6ヶ月、3歳児健診)を実施しており、近年の受診率は概ね95%前後で推移しています。

乳幼児健康診査の実施状況 (単位：人)

年 度		H10	H11	H12	H13	H14	H15
4ヶ月児健康診査	対象者	256	261	250	222	249	202
	受診者	243	256	244	216	243	196
	受診率	94.9%	98.1%	97.6%	97.3%	97.6%	97.0%
7ヶ月児健康診査	対象者	249	273	240	219	244	220
	受診者	238	260	232	216	229	211
	受診率	95.6%	95.2%	96.7%	98.6%	93.9%	95.9%
1歳6ヶ月児健康診査	対象者	272	264	287	261	218	248
	受診者	260	251	275	247	215	235
	受診率	95.6%	95.1%	95.8%	94.6%	98.6%	94.8%
3歳児健康診査	対象者	259	272	254	270	259	220
	受診者	258	261	241	261	247	209
	受診率	99.6%	96.0%	94.9%	96.7%	95.4%	95.0%

資料：保健課

2 健康相談の状況

1) 母性健康相談

母子手帳交付時の保健指導や妊娠・出産に関する相談を実施しています。母子手帳交付時の保健指導は年々減少しています。

母性健康相談の実施状況

(単位：件)

年 度	H10	H11	H12	H13	H14	H15
母子手帳交付時保健指導	283	266	237	286	223	215
妊婦・産婦・母性相談	1	7	2	1	6	14
電話相談（再掲）	0	6	0	1	4	12

資料：保健課

2) 乳幼児健康相談

健康診査等により経過観察の必要な乳幼児や育児不安を持つ母親に対して、乳幼児健康相談を実施しています。1歳・2歳になった児に対する健康相談も実施しています。相談件数は来所相談が400件前後、電話相談は200件前後で推移しています。

乳幼児健康相談の実施状況

(単位：件)

年 度	H10	H11	H12	H13	H14	H15
1歳相談	150	165	164	145	150	146
2歳相談	103	112	105	113	100	104
その他の相談	141	128	138	118	152	156
電話相談	196	208	247	240	205	196

資料：保健課

3 訪問指導の状況

福祉、医療等の関係機関と連携を図りながら、新生児（第1子のみ）・未熟児、産婦、乳幼児健診未受診児・経過観察児などに対して家庭訪問指導を実施しています。

訪問指導の実施状況

(単位：件)

年 度	H10	H11	H12	H13	H14	H15
産婦	98	119	94	86	125	81
新生児・未熟児	104	115	92	88	124	80
乳幼児健診未受診児	5	4	4	6	0	3
乳幼児健診経過観察児	36	28	23	29	47	27
その他	2	8	8	0	1	8

資料：保健課

4 育児支援教室の状況

初めて育児をする母親に対して平成12年度から「新米ママの交流会」を実施しています。

また、1歳6ヶ月児健診で育児に悩みを持つ親子や育児支援が必要と思われる親子に対して、平成10年度から「あそびの教室」を実施しています。

新米ママの交流会の実施状況 (単位：組)

年 度	H12	H13	H14	H15
対象数	82	93	113	82
参加数	38	49	48	42
参加率	46.30%	52.70%	42.50%	51.20%

資料：保健課

あそびの教室の実施状況

年 度	H10	H11	H12	H13	H14	H15
参加数	16	21	25	23	22	17

※H10 は下半期のみの実施

資料：保健課

第4節 各種手当・助成制度の状況

1 助産施設利用状況

妊産婦が、保健上必要があるにもかかわらず、経済的な理由等で入院して出産することができないときは、市が指定した医療法人北海道社会事業協会富良野病院で助産を受けることができます。

助産施設利用状況

年度	H 9	H10	H 11	H 12	H 13	H 14	H 15
件数(件)	1	4	3	4	3	7	1
扶助費(千円)	267	945	766	1,022	672	1,684	226

資料：児童家庭課

2 乳幼児医療助成の状況

乳幼児医療給付制度により、乳幼児の医療費について、保護者からの申請により医療証が交付され、3歳に達する月の末日までは通院（平成16年10月から6歳の就学前に変更）、6歳に達する月の末日までは入院に係る健康保険給付を受けた後の自己負担分が助成されますが、平成16年10月からは3歳以上の子どもを持つ課税世帯は一割自己負担になります。

乳幼児医療助成状況

年度	H 8	H 9	H10	H 11	H 12	H 13	H 14	H 15
受給者数(人)	1,508	1,487	1,487	1,492	1,476	1,416	1,400	1,319
受給件数(件)	8,474	11,514	8,913	9,905	9,807	12,772	12,988	12,524
助成額(千円)	41,283	42,364	48,863	52,509	38,150	43,348	43,514	39,533

資料：市民課

3 児童手当制度の状況

小学校3学年到達後最初の3月31日までにある子どもを育てる養育者に、家庭における生活の安定と子どもの健全な育成を目的として支給される手当です。

支給額は、児童2人目までが月額5,000円、3人目以降は月額10,000円です。

児童手当支給状況

年度	H 8	H 9	H10	H 11	H 12	H 13	H 14	H 15
延児童数(人)	6,610	6,461	6,362	6,468	11,157	13,149	14,141	13,563
支給手当額(千円)	39,700	38,380	37,250	38,165	65,715	77,565	83,145	79,830

資料：市民課

4 児童扶養手当制度の状況

父母の離婚等により、父と生計を同じくしていない子どもを育てている母又は養育者に支給される手当です。手当を受けることができるのは、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある、又は20歳未満で一定の障がいを持っている児童を養育している場合に限られます。

支給額は、所得額により全部支給と一部支給に分かれ、対象児童1人につき月額で全部支給の場合は41,880円、一部支給の場合は41,870円～9,980円です。児童が2人の場合は5,000円の加算、3人目以降はさらに3,000円ずつ加算されます。

児童扶養手当受給状況

年度	H 8	H 9	H10	H 11	H 12	H 13	H 14	H 15
受給者件数(件)	158	173	177	164	162	159	161	155

資料：児童家庭課

5 特別児童扶養手当制度の状況

精神又は身体に一定程度の障がいを持つ20歳未満の子どもの養育者に支給される手当です。ただし、子どもが施設に入所している場合や障がいを支給事由とする公的年金を受給できる場合には支給されません。

支給額は、対象児童1人につき月額で1級 50,900 円、2級 33,900 円で、対象児童の等級に応じて支給されます。

特別児童扶養手当受給状況

年度	H 8	H 9	H10	H 11	H 12	H 13	H 14	H 15
受給者件数(件)	42	42	43	46	53	57	58	54

資料：福祉課

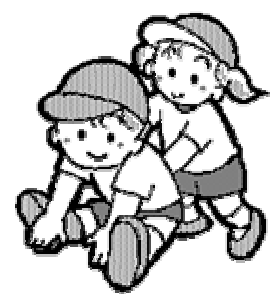
6 障害児福祉手当制度の状況

日常生活において常時介護が必要とされる重度障がい児本人に支給される手当です。ただし、障がいを事由とする年金等を受けたとき、又は肢体不自由施設等に入所しているときには支給されません。支給額は、対象児童1人につき月額 14,480 円です。

障害児福祉手当受給状況

年度	H 8	H 9	H10	H 11	H 12	H 13	H 14	H 15
受給者件数(件)	7	6	9	9	12	15	16	12

資料：福祉課



第3章

子育ての現状と課題

第3章 子育ての現状と課題

子どもと家庭を取り巻く富良野市の環境の状況、次世代育成支援に関するニーズ調査、関係団体との懇談会等から、本市における子育て支援について、次のような課題があげられます。

第1節 子どもの状況と子育ての実態

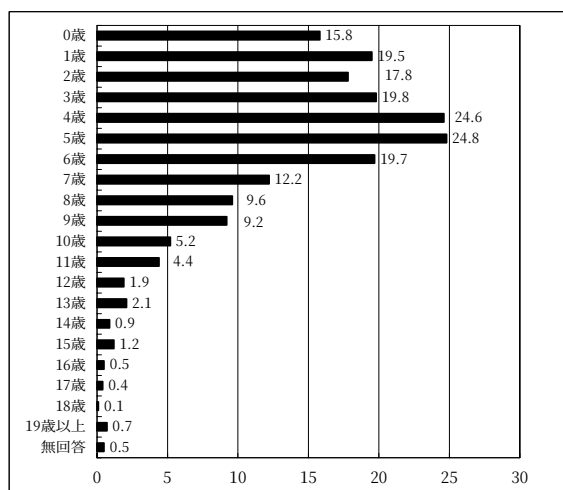
1 世帯の状況

就学前児の子どもを持つ家庭における子どもの年齢構成は、5歳児がいる世帯が最も多く、小学生の子どもを持つ家庭では8歳児がいる世帯が最も多くなっています。

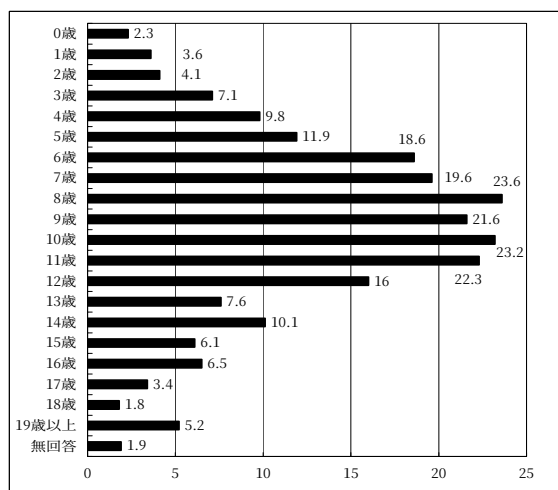
母親が子どもの身の回りの世話を主にしており、祖父母と同居している割合は約2割となっています。

就学前の子ども的人数は1人又は2人が多く、小学生では2人又は3人が多くなっています。

【就学前児のいる家庭の年齢構成】(%)



【小学生のいる家庭の年齢構成】(%)



【就学前児家庭の子ども的人数】

項目	数	%
1人	234	31.3
2人	327	43.8
3人	142	19.0
4人	20	2.7
5人	3	0.4
6人	1	0.1
無回答	20	2.7
計	747	100.0

【小学生家庭の子ども的人数】

項目	数	%
1人	103	12.4
2人	393	47.2
3人	254	30.5
4人	42	5.0
5人	3	0.4
6人	3	0.4
無回答	35	4.2
計	833	100.0

2 子育てに関する保護者の意識

子育てに関して不安や負担などを感じている人は約5%ですが、なんとなく感じている人を含めると、約半数が子育てに不安感や負担感を感じています。

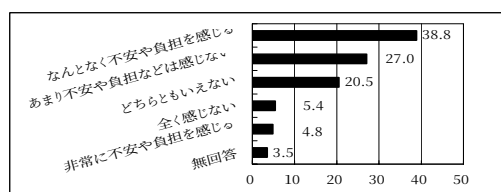
就学前の子どもを持つ家庭では、特に不安に思っていることや日常悩んでいることは、子どもを叱りすぎているような気がする事が最も多くなっています。さらに、食事や栄養、病気、発育・発達について気を使うことが多く、子育てのために仕事や自分のやりたい事が十分できないことが多くなっています。

また、小学生の子どもを持つ家庭では、教育や友達関係が多くなっています。

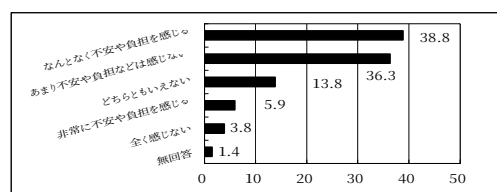
子どもに対してネグレクト（養育放棄）や虐待をしているのではないかと思うことが、就学前児の家庭では約16%、小学生の家庭では約11%となっています。

このようなときに、子育てに関する悩みや不安を相談する相手は、最も身近な配偶者が7割以上と最も多くなっています。また、友人・隣近所の人、地域の知人を相談相手とする人が6割以上を占めており、近親者だけではなく、身近で共通の情報を共有している人に相談することも多いようです。

【就学前児童保護者】 (%)



【小学生児童保護者】 (%)



【日常の悩み等 就学前児童保護者】

項目	数	%
子どもを叱りすぎているような気がする	300	40.2
仕事や自分のやりたい事が十分できない	267	35.7
食事や栄養に関する	246	32.9
病気や発育・発達に関する	241	32.3
子どもの教育に関する	208	27.8
子どもとの時間を十分に取れない	156	20.9
友だちつきあいに関する	142	19.0
子育てに関しての配偶者・パートナーの協力が少ない	107	14.3
子どもとの接し方に自信が持てない	105	14.1
配偶者・パートナー以外に子育てを手伝ってくれる人がいない	100	13.4
地域の子育て支援サービスの内容や利用・申し込み方法がよくわからない	96	12.9
特にな	89	11.9
子育てのストレスがたま	63	8.4
子どもに手をあげたり、世話をしな	59	7.9
子どもを虐待しているのではない	58	7.8
話し相手や相談相手がいない	58	7.8
自分の子育てについて、親族・近	56	7.5
配偶者・パートナーと子育てに関	55	7.4
育児の方法がよくわからない	40	5.4
登園拒否、不登校等の問題につ	15	2.0
その他	42	5.6
無回答	9	1.2
全 体	747	

【日常の悩み等 小学生児童保護者】

項目	数	%
子どもの教育に関する	303	36.4
友だちつきあいに関する	282	33.9
子どもを叱りすぎているような	255	30.6
子どもとの時間を十分に取れない	196	23.5
病気や発育・発達に関する	186	22.3
食事や栄養に関する	164	19.7
特にな	146	17.5
仕事や自分のやりたい事が十分に	128	15.4
子どもとの接し方に自信が持てな	95	11.4
子育てに関しての配偶者・パート	91	10.9
配偶者・パートナーと子育てに関	66	7.9
配偶者・パートナー以外に子育て	54	6.5
子どもを虐待しているのではない	52	6.2
自分の子育てについて、親族・近	51	6.1
地域の子育て支援サービスの内容や	50	6.0
子育てのストレスがたま	40	4.8
話し相手や相談相手がいない	31	3.7
登園拒否、不登校等の問題につ	26	3.1
その他	29	3.5
無回答	37	4.4
全 体	833	

3 サークル活動

子育てに関するサークル活動など自主的な活動については、就学前児の保護者で約半数、小学生の保護者では6割以上が、現在も今後も参加するつもりがないとなっています。

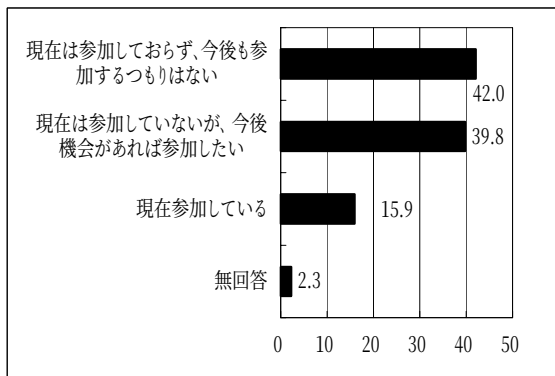
現在参加しているか、今後参加したいとしている人は、就学前児の保護者が小学生の保護者の2倍弱となっており、小さい子どものいる家庭の方が交流を求めていると思われます。

サークルを自主的に行っていく上で、行政に行ってほしい支援は、活動場所の提供が最も多くなっています。また、活動資金や活動の情報発信などの支援や就学前児の保護者では活動中の保育サービスも求められています。

幼児クラブについては、子育て支援センター、主任児童委員等が中心となり支援活動を行っていますが、今後はさらに自主性を尊重しながら活動場所の提供及び活動場所における設備の充実や運営のノウハウを示しながら、活動に対し支援することが課題であると思われます。

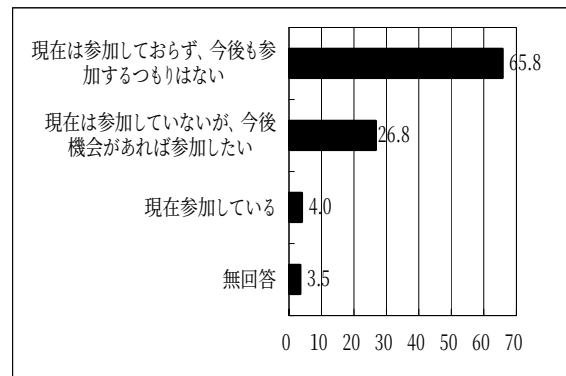
【サークル活動等への参加

就学前児童保護者】 (%)



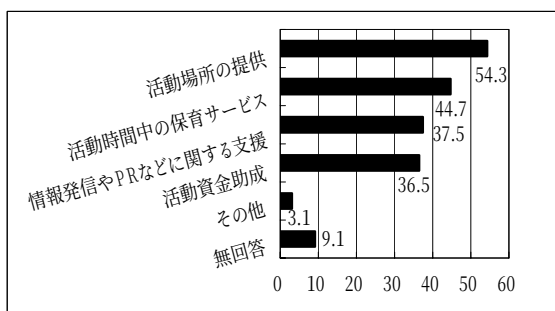
【サークル活動等への参加

小学生児童保護者】 (%)



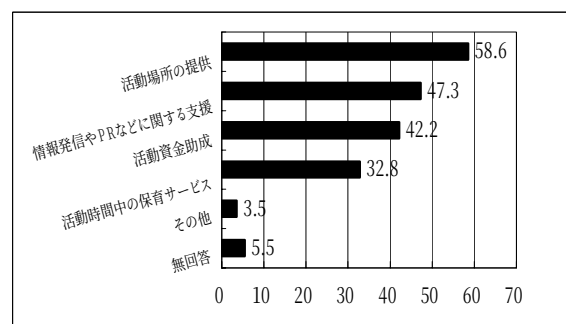
【行政に希望する支援内容

就学前児童保護者】 (%)



【行政に希望する支援内容

小学生児童保護者】 (%)



4 遊び場所

子どもの遊び場所については、雨の日に遊べる場所を求める要望が多くなっています。また、遊具などの種類が充実していない、冬の間、外で遊べる場所がないという不満があります。屋内で遊べる場所を新設することが困難な場合でも、児童館などの既存施設を有効活用するなどして場所の提供を確保することが課題と思われます。

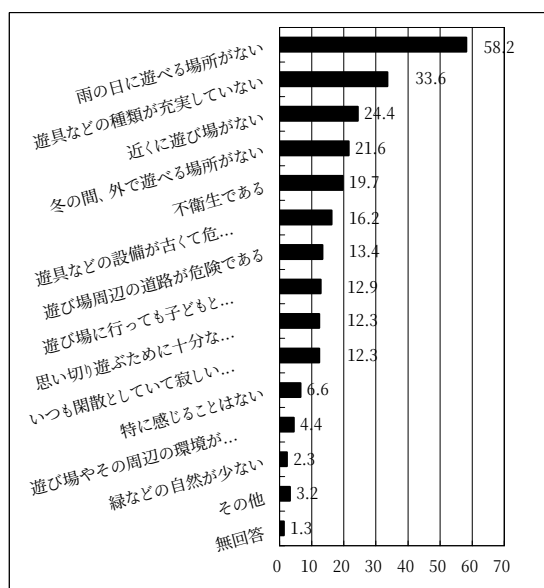
また、公園遊具の整備、充実も課題となっています。

【子どもの遊び場で日頃感じていること】

項目	数	%
雨の日に遊べる場所がない	435	58.2
遊具などの種類が充実していない	251	33.6
近くに遊び場がない	182	24.4
冬の間、外で遊べる場所がない	161	21.6
不衛生である	147	19.7
遊具などの設備が古くて危険である	121	16.2
遊び場周辺の道路が危険である	100	13.4
遊び場に行っても子どもと同じ歳くらいの遊び仲間がいない	96	12.9
思い切り遊ぶために十分な広さがない	92	12.3
いつも閑散としていて寂しい感じがある	92	12.3
特に感じることはない	49	6.6
遊び場やその周辺の環境が悪くて、安心して遊べない	33	4.4
緑などの自然が少ない	17	2.3
その他	24	3.2
無回答	10	1.3
全 体	747	

就学前児童保護者】

(%)

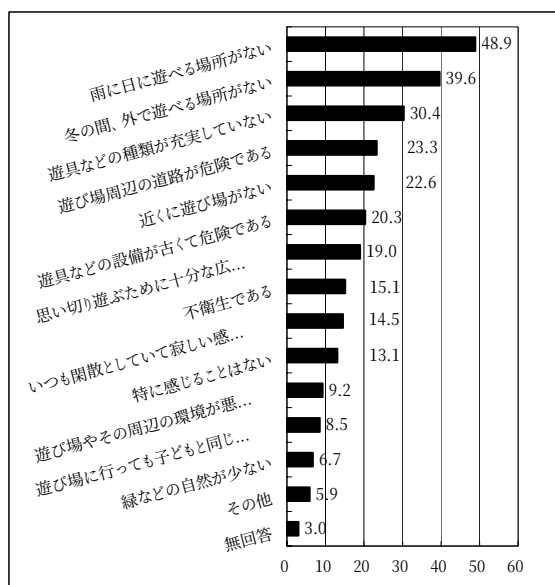


【子どもの遊び場で日頃感じていること】

項目	数	%
雨に日に遊べる場所がない	407	48.9
冬の間、外で遊べる場所がない	330	39.6
遊具などの種類が充実していない	253	30.4
遊び場周辺の道路が危険である	194	23.3
近くに遊び場がない	188	22.6
遊具などの設備が古くて危険である	169	20.3
思い切り遊ぶために十分な広さがない	158	19.0
不衛生である	126	15.1
いつも閑散としていて寂しい感じがする	121	14.5
特に感じることはない	109	13.1
遊び場やその周辺の環境が悪くて、安心して遊べない	77	9.2
遊び場に行っても子どもと同じくらいの遊び仲間がいない	71	8.5
緑などの自然が少ない	56	6.7
その他	49	5.9
無回答	25	3.0
全 体	833	

小学生児童保護者】

(%)



5 小学生の放課後の過ごし方

午後4時までは、学校以外は家に居たが最も多く、午後4時以降ではクラブ（スポーツ少年団）活動、地域活動が次に多くなっています。午後6時以降はほとんどが家におり、8割以上は家族などと過ごしていますが、家で子どもだけで過ごしている家庭も僅かですが見受けられます。

市としても、養育に関する相談や地域・児童民生委員などとの連携による協力体制の構築により子育て支援を行うことが課題と思われます。

【放課後の子どもの過ごし方 小学生児童保護者】

時間帯	14～16時		16～18時		18～20時		20時以降	
	数	%	数	%	数	%	数	%
学校にいた	388	34.0	21	1.8	0	0.0	1	0.1
学童保育センターで過ごした	86	7.5	31	2.7	4	0.4	4	0.4
家で保護者や兄弟姉妹と過ごした	207	18.2	481	42.2	726	63.7	759	66.6
保護者や祖父母等の家族・親族と過ごした	42	3.7	121	10.6	229	20.1	240	21.1
ベビーシッターなどとすごした	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
家で兄弟姉妹と子どもだけで過ごした	43	3.8	53	4.6	11	1.0	9	0.8
家で一人で過ごした	28	2.5	44	3.9	4	0.4	2	0.2
友だちの家に行った	88	7.7	53	4.6	1	0.1	0	0.0
公園などで友だちと遊んでいた	91	8.0	29	2.5	0	0.0	0	0.0
児童館などの公共の施設にいた	31	2.7	10	0.9	0	0.0	0	0.0
クラブ活動や地域活動をしていた	28	2.5	136	11.9	39	3.4	2	0.2
学習塾や習い事に行っていた	41	3.6	90	7.9	24	2.1	1	0.1
その他	10	0.9	6	0.5	5	0.4	8	0.7
不明	57	5.0	65	5.7	97	8.5	114	10.0
全 体	1,140	100.0	1,140	100.0	1,140	100.0	1,140	100.0

6 外出

子どもとの外出の際に困ることや困ったことは、子どもが小さいうちは、トイレがオムツ替えや親子での利用に配慮されていないことや、買い物や用事の合間の気分転換に子どもを遊ばせる場所がないことなど、子どもと外出するのに配慮された場所が少ないことが多くなっています。

公共スペースにおいてオムツ替えや授乳など育児の基本的な行為に関する施設の整備や安全に遊べるスペースの確保など、安心して親子で外出できるような環境をつくることが望まれています。

また、子どもが小学校に通うようになり、子どもの活動範囲が広がると、暗い通りや見通しのきかないところが多く、子どもが犯罪の被害に遭わないか心配であることや歩道や信号機のない通りが多く、安全に心配があることなど、安全面での対策が望まれています。

街灯や歩道などのハード面での整備と共に、地域が一体となった防犯体制整備が課題となっています。

【子どもとの外出で困ること等

就学前児童保護者】

項目	数	%
トイレがオムツ替えや親子での利用に配慮されていないこと	333	44.6
買い物や用事の合間の気分転換に、子どもを遊ばせる場所がないこと	308	41.2
小さな子どもとの食事に配慮された場所がないこと	212	28.4
冬の間の移動が制限される	179	24.0
授乳する場所や必要な設備がないこと	166	22.2
交通機関や建物がベビーカーでの移動に配慮されていないこと	133	17.8
歩道の段差などがベビーカーや自転車の通行の妨げになっている	126	16.9
歩道や信号がない通りが多く、安全に心配があること	125	16.7
暗い通りや見通しのきかない所が多く、犯罪の被害に遭わないか心配である	112	15.0
特に困ること・困ったことはない	57	7.6
その他	21	2.8
無回答	10	1.3
全 体	747	

【子どもとの外出で困ること等

小学生児童保護者】

項目	数	%
暗い通りや見通しのきかない所が多く、犯罪の被害に合わないか心配であること	329	39.5
買い物や用事の合間の気分転換に、子どもを遊ばせる場所がないこと	269	32.3
歩道や信号がない通りが多く、安全に心配があること	173	20.8
冬の間の移動が制限されること	148	17.8
特に困ること・困ったことはない	140	16.8
トイレが親子での利用に配慮されていないこと	120	14.4
小さな子どもとの食事に配慮された場所がないこと	99	11.9
交通機関や建物が子ども連れでの移動に配慮されていないこと	98	11.8
歩道の段差などが自転車の通行の妨げになっていること	93	11.2
その他	35	4.2
無回答	44	5.3
全 体	833	

7 期待されている子育て支援策

市に期待する子育て支援策は、就学前児の保護者では、子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしいと約 3/4 が望んでおり、半数以上が保育所・幼稚園の費用を軽減してほしいと望んでいます。

小学生の保護者では、医療費の軽減をして欲しいと6割以上が望んでおり、約5割が子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やして欲しいとしています。

平成16年4月より児童手当の支給対象児が小学3年生まで拡大され、同年10月からは、乳幼児医療の受給対象年齢が通院・入院共に小学校就学前までに拡大されます。

子育てに関して各家庭での出費を軽減することが課題であると思われませんが、直接的な経済支援だけでなく、無駄な出費を抑えられるような工夫を提案することも考えられます。

【期待されている支援策

就学前児童保護者】

項目	数	%
子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やして欲しい	543	72.7
子どもが医療機関にかかる費用負担を軽減して欲しい	477	63.9
認可保育所、私立保育所や幼稚園にかかる費用負担を軽減して欲しい	386	51.7
子どもを気軽に預けられる場が欲しい	304	40.7
児童館など、子どもが安心して集まれる身近な場が欲しい	299	40.0
専業主婦など誰でも気軽に利用できるNPO等による保育サービスが欲しい	206	27.6
残業時間の短縮や休暇の取得促進など、企業に対して職場環境の改善を働きかけて欲しい	160	21.4
公営住宅における多子世帯の優先入居や広い部屋の割り当てなど住宅面の配慮が欲しい	157	21.0
子育てに困った時に相談したり情報が得られる場を作って欲しい	106	14.2
保育所を増やして欲しい	103	13.8
子育てについて学べる機会を作って欲しい	96	12.9
幼稚園を増やして欲しい	32	4.3
その他	23	3.1
無回答	21	2.8
全 体	747	

【期待されている支援策

小学生児童保護者】

項目	数	%
子どもが医療機関にかかる費用負担を軽減して欲しい	546	65.5
子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やして欲しい	442	53.1
児童館など、親子が安心して集まれる身近な場がほしい	309	37.1
認可保育所、私立保育所や幼稚園にかかる費用負担を軽減して欲しい	190	22.8
残業時間の短縮や休暇の取得促進など、企業に対して職場環境の改善を働きかけて欲しい	185	22.2
公営住宅における多子世帯の優先入居や広い部屋の割り当てなど、住宅面の配慮が欲しい	148	17.8
子育てに困った時に相談したり情報が得られる場を作って欲しい	142	17.0
専業主婦など誰でも気軽に利用できるNPO等による保育サービスが欲しい	136	16.3
子育てについて学べる機会を作って欲しい	104	12.5
保育所を増やして欲しい	46	5.5
幼稚園を増やして欲しい	14	1.7
その他	46	5.5
無回答	52	6.2
全 体	833	

第2節 子育て支援サービスの提供と利用の動向

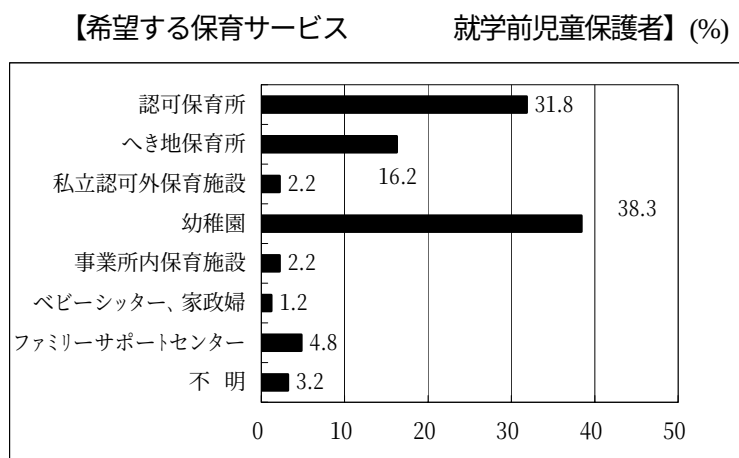
1 平日保育サービス

平日に保育サービスを利用したり、親族・知人に預けたりしている人は、複数回答のため約9割となっています。一方、希望として平日に保育サービスを利用したいという回答は、約6割となっています。

現状として79.8%が「保育所、幼稚園」に通い、その内44.1%が「幼稚園」に、16.8%が「認可保育所」、12.3%が「へき地保育所」に、また、6.6%が「私立認可外保育施設」（事業所内保育施設含む）に通っています。

保育サービスの利用希望がない家庭は32.6%となっており、低年齢児の家庭が多くなっています。

希望するサービスは、「幼稚園」が38.3%と最も多く、次いで「認可保育所」が31.8%となっています。さらに、へき地保育所、私立認可外保育施設、事業所内保育施設を加えると90.7%が保育サービスの施設での預かりを希望しています。



平日利用したい希望の日数は、45.4%が「週5日」としており、「週6日」の利用希望は33.8%となっています。

利用希望時間帯の開始時間は「8時台」が多くなっていますが、7時30分からの利用希望も出ています。また、終了時間は「18時台前半」までが多くなっています。

保育サービスの希望理由は、「現在就労している」が47.0%と最も多く、「就労したいと考えている」「就労予定がある」を含めると79.9%となり、約8割が「仕事」を理由としています。

以上のことにより、平日保育サービスを希望するほとんどの人は、就労により保育サ

ービス施設に預けることを希望しています。

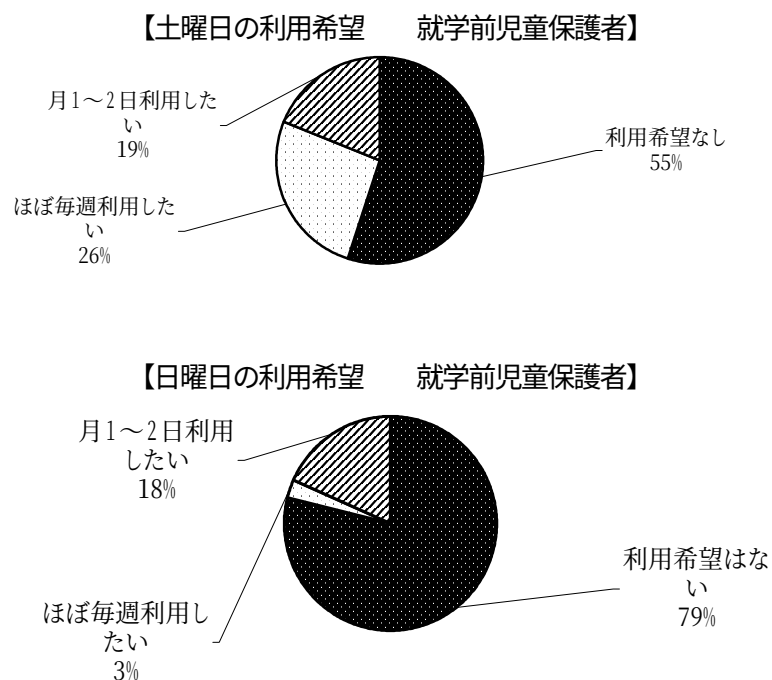
これからの認可保育所の運営は、今後の出生数や女性の就業率の増加、離婚件数の増加など、保育需要を適切に見極め、運営規模、保育時間などを検討していくことが今後の課題と思われます。

2 土・日曜日、祝日の保育サービス

土曜日の保育サービスは「ほぼ毎週利用したい」「月に1～2回利用したい」の合計が45.1%となっており、4割強が利用を希望しています。その中で、利用したい時間帯は、開始時間では「8時台前半」、終了時間では「17時台前半」が多くなっています。

日曜日、祝日の保育サービスの希望は、「ほぼ毎週利用したい」「月に1～2回利用したい」の合計が21.1%となっています。これは、土曜日の保育サービスを希望する人の約半数となっています。その中で、利用したい時間帯は、土曜日の希望時間帯と同じとなっています。

認可保育所にあっては、土曜日も平日と同様に通常保育を行っており、今後も引き続き保育サービスを提供すべきと思われます。日曜日、祝日については、開所している施設が少ないため、保護者の就労状況に対応した保育需要を見極め、実施方法を検討していくことが必要だと思われます。



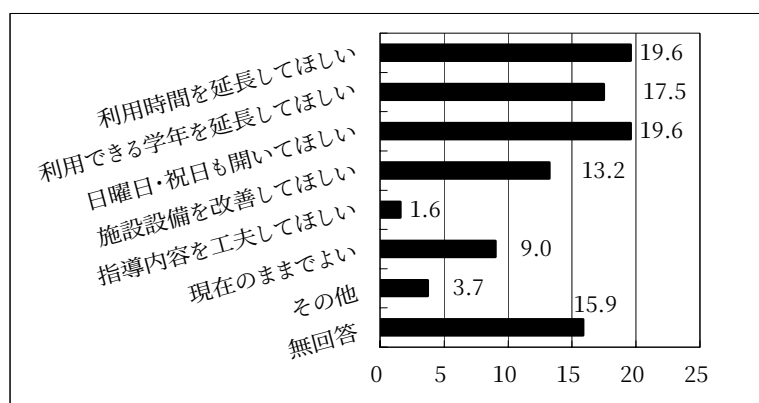
3 学童保育センター（放課後児童クラブ）

通っている学童保育センターに対する要望は、「利用時間を延長して欲しい」「日曜日、祝日も開いて欲しい」が、それぞれ19.6%と最も多く、次いで「利用できる学年を延長して欲しい」が17.5%となっています。

利用学年の延長は、「4年生」までが48.5%と最も多くなっていますが、富良野市の学童保育センターは全て児童館に併設しているため、自由来館児としての利用は可能となっています。

「時間延長」「日曜日、祝日開所」希望がそれぞれ約2割あることから、保護者の就労状況などを見極めながら対応について検討していくことが、必要だと思われます。

【学童保育センターに対する要望 小学生児童保護者】 (%)



【利用学年の延長希望 小学生児童保護者】

学年	4年生	5年生	6年生	不明	計
数	16	1	14	2	33
%	48.5	3.0	42.4	6.1	100.0

4 特別保育事業

1) 病児、病後児保育

就学前の子どもを持つ家庭の8割で、子どもが病気で保育施設を休まなければならなかったことがあり、その際の対処方法として、保護者が仕事を休んだが5割強となっています。このように、仕事を休んで対処することは、75.7%が困難であると回答しています。

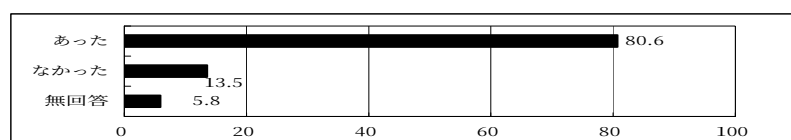
また、親族、知人に預けた人も2割以上いますが、そのうちの6割以上が対処について難しかったとしています。

日数的には5日以内で解決することが多いようですが、20日以上 of 長期にわたる場合も見受けられます。

また、子どもが病気回復期で家族が面倒を見る事が困難な場合、医療機関との連携の下に看護師が預かるサービスでは、医療機関の専用スペースで子どもを預かってくれるサービスを希望する方が54.9%、保育所などの専用スペースでの預かりが17.1%、看護師などが自宅に来て子どもを見るサービスが11.4%となっています。

以上のことにより、子どもが病気になったとき及び病気回復期に安心して子どもを預けることができるように、医療面が整備された預かりサービスの提供が課題と思われます。

【病気で保育施設を休むことができましたか 就学前児童保護者】 (%)



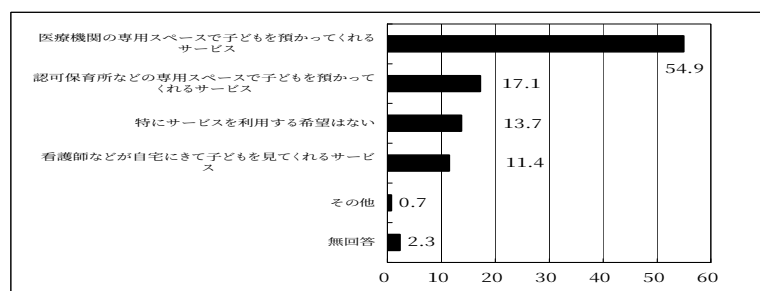
【保護者が仕事を休む場合の困難度】

項目	数	%
どちらかという困難	117	53.7
非常に困難	48	22.0
特に困難でもない	47	21.6
無回答	6	2.8
全 体	218	100.0

【親族、知人に預けた場合の困難度】

項目	数	%
どちらかという困難	47	52.8
特に困難でもない	27	30.3
非常に困難	11	12.4
無回答	4	4.5
全 体	89	100.0

【病後児保育の希望サービス 就学前児童保護者】 (%)



2) 緊急時の預かり

就学前の子どもを持つ約半数の家庭において、普段子どもの面倒を見ている方が、緊急の用事で日中面倒を見られなくなったことがあり、対処方法としては、4割以上の家庭で配偶者が面倒を見ています。

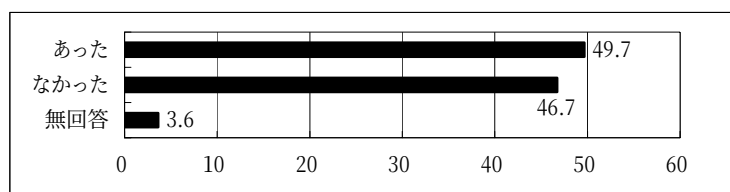
このように、配偶者が対処することは、6割以上が難しいことであったとしています。また、親族、知人に預けた家庭は約7割もいますが、6割以上が難しかったと回答しています。

日数については5日以内で解決することが多いようですが、3週間程度におよぶ場合もあります。

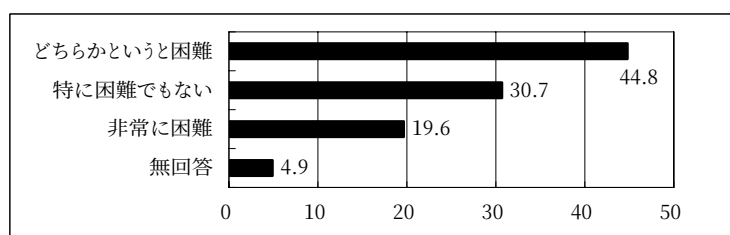
富良野市の保育所では、一時保育事業として出産時又は保護者の疾病などによる入院に限り預かりサービスを行っていますが、冠婚葬祭や家族の病気看護などの緊急の用事でも、気軽に安心して子どもを預けることができる保育サービスを提供することが課題と思われます。

【緊急の用事で子どもの面倒を見ることが

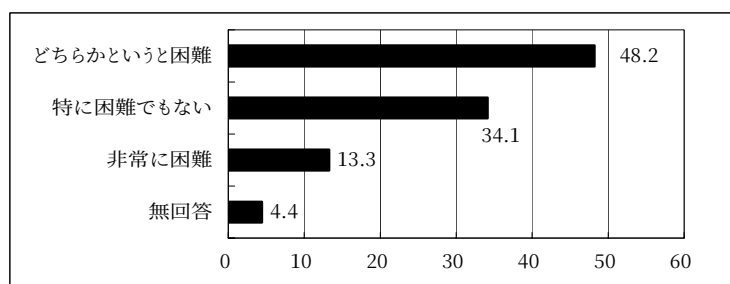
できなくなったことがあったか 就学前児童保護者】 (%)



【配偶者が面倒を見た場合の困難度 就学前児童保護者】 (%)



【親族、知人に預けた場合の困難度 就学前児童保護者】 (%)



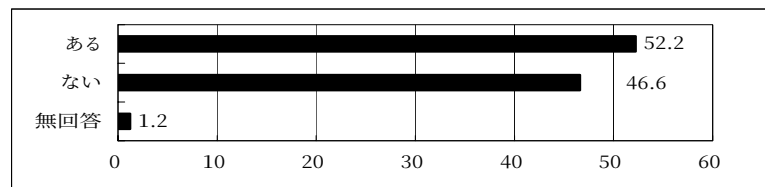
3) リフレッシュ

就学前の子どもを持つ保護者の半数以上はリフレッシュしたいと思っただけです。1ヶ月あたりの希望回数は「1回」と「2回」の合計が79.2%となっています。1回あたりの平均時間は「4～6時間まで」が46.2%と最も多くなっています。子どもを預ける場合に希望するサービスでは、72.8%が「認可保育所などの施設で子どもを預かってくれるサービス」と回答しています。

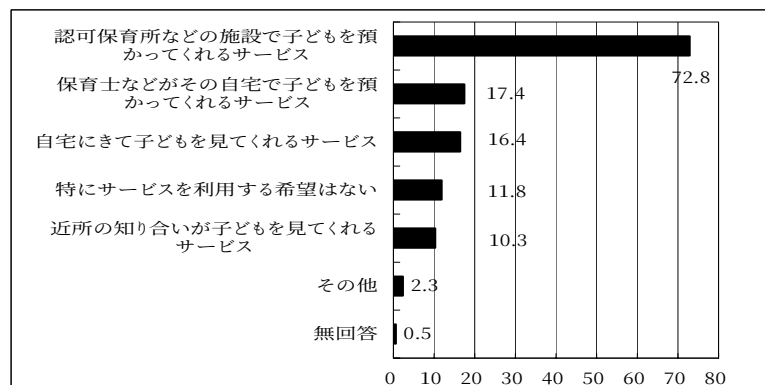
また、子どもの世話を主にしている方の身体の調子では、就学前、後共に約1割強の方が、どこか精神的、身体的に調子が悪いと感じています。

以上のことにより、仕事を理由としてではなく、保護者がリフレッシュしたい場合に、保育所などの施設において預けることができるサービスを提供することが課題と思われます。

【リフレッシュをしたいと思っただけです 就学前児童保護者】 (%)



【リフレッシュ時の希望サービス 就学前児童保護者】 (%)



【世話をしている方の調子 就学前児童保護者】

就学前児童保護者

項目	数	%
心身ともに快調	531	71.1
なんともいえない	95	12.7
身体の調子は良いが精神的に不調	55	7.4
精神的には良いが身体が不調	27	3.6
心身ともに調子が悪い	12	1.6
無回答	27	3.6
全 体	747	100.0

【世話をしている方の調子 小学生児童保護者】

小学生児童保護者

項目	数	%
心身ともに快調	600	72.0
何ともいえない	82	9.8
身体の調子は良いが精神的に不調	52	6.2
精神的には良いが身体が不調	26	3.1
心身ともに調子が悪い	26	3.1
無回答	47	5.6
全 体	833	100.0

4) 乳児保育事業

現在、乳児保育事業は生後6ヶ月以上の乳児を対象とし、中央保育所のみで実施していますが、乳児保育の需要に対し、産休明けから受入れることが課題であり、麻町保育所での受入も検討する必要があります。

5) 障がい児保育事業

障がい児保育事業は、認可保育所、へき地保育所と幼稚園において、児童の発達状態により加配職員を配置し、母子通園センターと連携を図りながら実施しています。

出生数は減少しているものの、心身に何らかの障がいのある児童や障がいの疑いのある児童は微増の傾向にあります。集団活動を通じて発達を促すことが大切であり、保育所や幼稚園に入所を希望する保護者も増えています。

今後、障がい児保育充実のために、各保育所、幼稚園と母子通園センター及び関係機関との連携をさらに強化するとともに、障がい児保育に関する研修、学習機会の拡充が必要です。

5 幼稚園

富良野市では、平成16年度から構造改革特区により2歳児からの幼稚園就園が可能となりました。少子化で幼稚園も定数に満たない園もあり、2歳児からの入園も増えると思われます。また、預かり保育も午後6時まで実施をしており、利用者からみた限りでは、幼稚園と保育所の垣根がなくなっていると思われます。

幼稚園と保育所の連携が無い現状ですが、今後は、子育て支援の観点からも連携を図り、情報交換や子育てを支援する活動が必要だと思われます。

6 私立認可外保育施設

富良野市には私立の認可外保育施設は9施設が開設されています。

事業所内保育施設は3施設でそれぞれの事業所で働く保護者の乳幼児を預かり、残り6施設が一般乳幼児を受入れしています。一般乳幼児の対象施設は富良野市街地区に4施設で、烏沼地区と西達布地区にそれぞれ1ヶ所となっています。

各施設とも入園児童の減少により運営に苦慮している状況にあり、ここ数年で3施設

が廃園をしています。運営に対し市費補助金を予算の範囲内で交付していますが、施設側からは利用者への補助や運営補助の増額希望が出されています。

また、施設行事等で児童の移動に際し市のマイクロバスなどを利用したい要望も出されています。

今後も、私立認可外保育所に対し、経営の安定化と保護者の経済的負担軽減を図るため支援が必要だと思われます。

7 子育て支援サービス

「児童館」は認知度、利用経験、利用意向いずれも高くなっており、今後も既存施設の整備充実が必要と思われます。

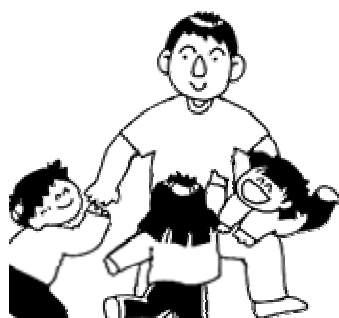
小学生は高学年になるにつれて「児童館」を利用する割合が減少するため、よく利用する公共施設は「図書館」（55.3%）が最も多く、次いで「公園」「スポーツセンター」の順となっています。

就学前児の家庭では、教育に関するサービス（家庭教育、教育相談、不登校相談）の認知度は低くなっています。今後利用したいサービスでは「子育て支援センター」が利用経験は低いですが、利用意向は高くなっています。

8 子育て支援の行政窓口

出産、育児に関する行政窓口（保健センター、保育所、子育て支援センター、児童家庭課など）の担当者の対応については、5人に1人が不満に思ったことがあると回答し、不満の内容は「対応が不親切」が最も多くなっています。

心のこもった行政サービスを行うことが基本ですので、職員の接遇改善に努める必要があります。



第4章

地域行動計画

第4章 地域行動計画

第1節 計画の基本理念

“子どもの幸せ 子育ての喜び
ー協働・感動の子育て支援をめざしてー”

子どもたち一人ひとりが豊かな人間性を育み、健やかに成長することは、家族の喜びであるとともに、社会の財産でもあります。

次代を担う子どもたちの成長、幸せをめざし、家族の豊かな愛情のもとで、子どもが健やかに育っていける環境づくりを総合的に進め、家庭・地域・企業・行政など様々な担い手の協働の下、地域社会全体で支援していく体制づくりが重要であります。

このことから、計画の基本理念を「子どもの幸せ 子育ての喜び ー協働・感動の子育て支援をめざしてー」とします。

第2節 基本的視点

基本理念の実現に向けて、以下に示す3つの方向性を行動計画において大切にすべき基本的視点とします。

①子どもの視点

子どもの幸せを第一に考え、すべての子どもが、個性を発揮し、自立心や社会性を養い、思いやりのある心を育み、健やかに育っていける環境づくりのために、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮し、子どもの視点に立って取り組みます。

②次代の親づくりという視点

子どもは次代の親となるものとの認識の下に、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立って、子どもの健やかな育成に取り組みます。

③すべての子ども・子育て家庭を社会全体による支援の視点

次世代育成支援対策は、子育てについては家庭が基本的な役割を果たすという基本認識の下に、社会全体が協力して取り組むべき課題です。子どもは次代を担う大切な存在であり、“子育て・子育て”が“孤育て・孤育て”とならないように、家庭、地域、企業、行政等の様々な担い手の協働により、すべての子どもと子育て家庭に対する支援に取り組みます。

第3節 基本目標

計画の理念を実現するために、基本的視点に基づき、以下の6つの基本目標を柱として、計画の策定を行い、具体的な施策を推進します。

1 地域における子育ての支援

専業主婦家庭やひとり親家庭等を含めたすべての子育て家庭への支援を行う観点から、地域における様々な子育て支援サービスの充実が必要です。

そのため、多様なニーズに応じた保育サービスの充実を図るとともに、低所得者層に対する経済的負担の軽減や子育てに関する相談体制の充実、情報提供などに努めます。

2 母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進

母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進を図る観点から、保健・医療・福祉・教育分野間の連携を図りつつ、地域における母子保健施策等の充実が必要です。

そのため、子どもや母親の健康確保のための各種健診や健康相談の充実、「食育」や思春期保健対策の推進に努めます。

3 子どもの心身の健やかな成長を促す教育環境の整備

子どもたちが、心身ともに調和のとれた人間として成長し、他人を思いやる心や豊かな人間性を育んでいくことが必要です。

そのために、子どもたちが多くの人々とのかかわりの中で、自然体験や芸術・文化体験などを通して、子どもの発達段階に応じた多様な体験機会の提供に努めます。

また、子どもが個性豊かに生きる力を伸長することができるよう、学校教育環境等の整備に努めます。

4 子どもと子育て家庭にやさしいまちづくり

子どもが遊びを通して創造性、自主性等を学んでいくため、豊かな自然を活用した遊び場の提供や安全にのびのびと生活できる環境づくりや、子どもを交通事故から守るため、関係機関、団体等との連携・協力体制の強化を図り、交通事故防止対策を推進することが必要です。

そのため、公園及び道路の整備、子どもや親子が利用しやすい公共施設の整備等子どもにやさしい生活環境の整備に努めます。

また、子ども及び子育てを行う親等を対象とした交通安全教育や子どもを犯罪等の被害から守るための活動を推進します。

5 職業生活と家庭生活との両立の推進

様々な理由から共稼ぎ家庭が増加しており、働きながら子育てができる環境づくりが必要とされています。

そのため、仕事と子育ての両立支援のための広報・啓発、情報提供等について国、道、関係団体等と連携を図りながら推進します。

6 社会的支援を必要とする児童への対応などきめ細かな取組の推進

児童虐待を防止し、すべての児童の健全な心身の成長を促していくためには、発生の予防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアに至るまでの総合的な支援を行うため、関係機関、団体で組織している「富良野市児童虐待防止連絡会議」を柱とした虐待防止ネットワークの充実を図ります。

障がいや発達の遅れが見られる児童に対し、健全な発達を支援し身近な地域で安心して生活できるように保健、医療、福祉、教育の円滑な連携を図るとともにこども通園センター事業、富良野市家庭児童相談室等を通じての相談・支援を推進します。

離婚等の増加によりひとり親家庭が増加する中、母子・寡婦福祉等の充実とひとり親家庭の児童の健全な育成を図るため、福祉サービスの展開と自立・就業等の支援を推進します。

第4節 計画の体系

基本理念	基本的視点	基本目標	基本施策	推進事業
子どもの幸せ 子育ての喜び 協働・感動の子育て支援をめざして	◎すべての子ども・子育て家庭を社会全体による支援の視点 ◎次代の親づくりという視点 ◎子どもの視点	1, 地域における子育ての支援	1) 子どもの権利に関する住民の意識の醸成 2) 地域における子育て支援サービスの充実 3) 保育サービスの充実 4) 子育て支援のネットワークづくり 5) 児童の健全育成 6) 経済的負担の軽減	(1)「児童の権利に関する条約」の普及 (1)一時保育事業の充実 (2)病後児保育事業の実施 (3)学童保育センターの充実 (4)子育て短期支援事業の充実 (5)地域子育て支援センターの充実 (6)つどいの広場の開設 (7)保育所広域入所の推進 (8)私立認可外保育施設への支援 (1)市立保育所の運営検討 (2)乳児保育の受入れ枠拡大 (3)産休明け保育の実施 (4)障がい児保育の充実 (5)保育時間の延長 (6)休日保育の実施 (7)保育所と幼稚園の連携 (8)幼稚園の充実 (9)幼稚園預かり保育の充実 (1)相談体制の充実と関係機関の連携 (2)子育てサークルの活性化 (3)子育て支援ガイドブックの作成 (4)子育てに関する意識啓発 (1)児童館活動の充実 (2)少年団体の育成及び活動の支援 (3)文化・スポーツ活動の推進 (4)非行防止活動の推進 (5)地域における青少年健全育成の推進 (1)保育料等の経済的負担の軽減 (2)児童手当の支給 (3)乳幼児医療費助成 (4)助産施設 (5)就学援助
		2, 母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進	1) 子どもや母親の健康の確保 2) 食育の推進 3) 思春期保健対策の充実 4) 小児医療の充実	(1)母子手帳の交付及び妊婦健康相談 (2)妊婦健康診査 (3)新生児・未熟児訪問及び産婦訪問 (4)育児支援教室 (5)乳幼児健康診査及び育児相談 (6)乳幼児健康相談 (7)要支援児支援 (8)むし歯予防対策 (1)妊婦栄養相談 (2)乳幼児健康教育 (3)乳幼児健康診査・健康相談時栄養相談 (4)中高生への健康教育 (1)健康・性に関する知識の啓蒙 (1)小児医療の充実 (2)感染症の予防

計画の体系

基本理念	基本的視点	基本目標	基本施策	推進事業
子どもの幸せ 子育ての喜び 協働・感動の子育て支援をめざして	◎すべての子ども・子育て家庭を社会全体による支援の視点 ◎次代の親づくりという視点 ◎子どもの視点	3,子どもの心身の健やかな成長を促す教育環境の整備	1) 次代の親の育成 2) 学校の教育環境の整備 3) 家庭や地域の教育力の向上	(1)社会全体での子育て支援 (2)男女共同参画による子育ての推進 (3)中・高校生に対する乳幼児とのふれあい機会の拡充 (1)学社融合推進事業の充実 (2)適応指導教室の充実 (1)家庭教育の充実 (2)家庭教育に関する相談体制の充実
		4,子どもと子育て家庭にやさしいまちづくり	1) 子育てに配慮した居住環境の整備 2) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進 3) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	(1)身近な遊び場「公園」の整備 (2)住宅確保のための情報提供 (3)子育てに配慮した施設整備 (4)「子育てバリアフリーマップ」の作成 (1)交通安全教育の推進 (2)子どもにやさしい道路の整備 (3)交通安全意識の高揚 (4)チャイルドシートの普及啓発 (1)子どもを犯罪の被害から守る取組 (2)防犯ボランティア活動の支援
		5,職業生活と家庭生活との両立の推進	1) 仕事と子育ての両立の推進	(1)育児・介護休業制度の普及 (2)労働時間短縮の啓発 (3)女性の再就職への支援 (4)求人情報の提供
		6,社会的支援を必要とする児童への対応などきめ細かな取組の推進	1) 児童虐待防止対策の充実 2) 発達に遅れや心配のある子どもへの支援の充実 3) ひとり親家庭への支援	(1)富良野市児童虐待防止連絡会議の充実 (2)相談体制の充実 (1)こども通園センター事業の推進 (2)療育相談体制の充実 (3)障がい児保育の充実（再掲） (4)学童保育センターにおける障がい児受入れ体制の充実 (5)「富良野地区療育推進協議会」の充実 (6)乳幼児期からの継続的な相談・支援体制の確立 (7)特別児童扶養手当の支給 (8)障害児福祉手当の支給 (1)母子家庭等奉仕員派遣事業の充実 (2)児童扶養手当の支給 (3)ひとり親家庭等医療費助成

第5節 基本施策及び推進事業

1 地域における子育ての支援

1) 子どもの権利に関する住民の意識の醸成

次代を担う子どもたちの人権を最大限尊重していくことは「児童の権利に関する条約」で示されています。

子どもの成長と子育てを地域全体で支援し、子どもが尊重され、子育てが大切にされる地域を推進するためには、すべての市民が子どもの権利や子育てに対し、関心を深めることが大切です。

このため、市民の意識啓発を図るとともに、行政はもとより、家庭、学校、地域、関係機関、企業等が、それぞれの立場で適切に役割を分担し、相互に協力するために、意識啓発に努めます。

【推進事業】

(1) 「児童の権利に関する条約」の普及

児童福祉の理念や「児童の権利に関する条約」についての理解を深めるため、広報などによる啓発・普及活動を推進します。

《事業主体》富良野市、関係機関、地域、企業

2) 地域における子育て支援サービスの充実

すべての子育て家庭への支援をおこなうために、多様なニーズに応じた子育て支援サービスの充実や子育てに関する情報提供、相談及び助言などが必要です。

また、女性の就労は今後ますます高まることが予想されることから、子育てと仕事が両立できるよう、子育てがしやすい就労環境づくりが重要な課題です。

このため、通常保育、学童保育センターの継続開設はもとより、様々な特別保育事業の実施及び充実等、多様で利用しやすい子育て支援サービスの提供や、地域における育児不安の解消や子育てに対する支援を行う「地域子育て支援センター」の充実を図ります。

【推進事業】

(1) 一時保育事業の充実

保護者の疾病・入院等により、緊急・一時的に保育が必要となる児童を預かる一時保育事業の充実に努めます。

《事業主体》 富良野市

【数値目標：実施箇所数】 平成 16 年度：2 箇所（市単独事業）
⇒ 平成 21 年度：2 箇所（特別保育事業）

(2) 病後児保育事業の実施

児童が病気の回復期であり、集団保育が困難である期間、児童を保育所、病院等の専用スペースで一時的に預かる病後児保育の実施に努めます。

《事業主体》 富良野市、医療機関

【数値目標：実施箇所数】 平成 21 年度：1 箇所

(3) 学童保育センターの充実

昼間に保護者が就労等により不在となる小学校低学年の児童を保育する学童保育センターの充実に努めます。

《事業主体》 富良野市

【数値目標：実施箇所数】 平成 16 年度：5 箇所 ⇒ 平成 21 年度 5 箇所

(4) 子育て短期支援事業の充実

保護者の就労・疾病等により、家庭における養育が困難となった児童を児童養護施設「富良野国の子寮」で一定期間養育する短期預かり支援（ショートステイ、トワイライトステイ）の充実に努めます。

《事業主体》 富良野市、児童養護施設

【数値目標：実施箇所数】 平成 16 年度：1 箇所（ショートステイのみ）
⇒ 平成 21 年度：1 箇所(ショートステイ、トワイライトステイ)

(5) 地域子育て支援センターの充実

地域の子育て家庭に対する育児相談や子育てサークル支援等を行う地域子育て支援センターの充実に努めます。

《事業主体》 富良野市、ボランティア

【数値目標：実施箇所数】 平成 16 年度：1 箇所 ⇒ 平成 21 年度：2 箇所

(6) つどいの広場の開設

主に乳幼児をもつ子育て中の親子が気軽に交流、集うことのできる場を提供する「つどいの広場」事業の開設に努めます。

《事業主体》 富良野市、ボランティア

【数値目標：実施箇所数】 平成 21 年度：1 箇所

(7) 保育所広域入所の推進

保護者の就労状況等により児童を他市町村の保育所に入所させる広域入所を継続して実施します。

《事業主体》 富良野市

【数値目標：利用人数】 平成 16 年度：2 名 ⇒ 利用希望があれば随時実施

(8) 認可外私立保育施設への支援

認可外私立保育施設に対し、経営の安定化と保護者の経済的負担の軽減を図るために市費補助金を交付し、経済的な支援を推進します。

《事業主体》 富良野市

3) 保育サービスの充実

保育所における保育の基本は、家庭や地域社会と連携を密にして家庭養育を補い、子どもが安全で情緒の安定ができる環境の下で、健全な心身の発達を促すことにあり、多様化した保育ニーズに対応することが求められています。

また、幼児期の教育における幼稚園教育は、家庭での生活を基礎としながら、家庭では体験できない社会、文化、自然等に触れながら、幼児の自主性に向けた基盤を育成する場であり、幼児期からの個性を尊重したゆとりある教育の充実を図ることが必要です

このことから、特別保育事業の充実及び拡充に努め、保育所と幼稚園の連携により、子育てに関する情報交換の場を設け、子育て支援に関し総合的に推進していく必要があります。

さらに、公立保育所の充実と効率的な運営を図るために、認可保育所・へき地保育所の運営形態の見直しが課題となっているため、調査・検討を進めます。

【推進事業】

(1) 市立保育所の運営検討

多様な保育ニーズに対応できる保育所として、認可・へき地保育所における今後の運営形態について調査・検討を進めます。

《事業主体》 富良野市

(2) 乳児保育の受入れ枠拡大

乳児保育の受入れ枠拡大に努めます。

《事業主体》 富良野市

【数値目標：受入人数】 平成16年度：9名 ⇒ 平成21年度：15名

(3) 産休明け保育の実施

乳児保育を産休明けから受け入れるように努めます。

《事業主体》 富良野市

【数値目標：受入人数】 平成21年度：15名

(4) 障がい児保育の充実

発達に遅れや心配のある子どもの発達や集団での適応性を促進するため、保育所、幼稚園での「障がい児保育」の充実に努めます。

《事業主体》 富良野市、幼稚園

【数値目標：受入可能施設の割合】 平成21年度：100%

(5) 保育時間の延長

認可保育所における11時間保育の実施に努めます。

《事業主体》富良野市

【数値目標：1日の開所時間】 平成16年度：10時間15分
⇒ 平成21年度：11時間

(6) 休日保育の実施

休日保育の需要を見極めながら実施を検討します。

《事業主体》富良野市

【数値目標：実施箇所数】 平成21年度：1箇所

(7) 保育所と幼稚園の連携

保育所と幼稚園の連携を図り、研修会の開催や地域の実情や需要に応じた事業の促進に努めます。

《事業主体》富良野市、幼稚園

(8) 幼稚園の充実

就学前教育を担う私立幼稚園の振興を図り、未就園児を含めた親子が気軽に遊び、ふれあい、子育てに関する情報交換の場や機会を提供し、子育てを支援する活動の促進に努めます。

《事業主体》富良野市、教育委員会、幼稚園

(9) 幼稚園預かり保育の充実

幼稚園における預かり保育の充実を図ります。

《事業主体》教育委員会、幼稚園

【数値目標：実施箇所数】 平成16年度：4箇所
⇒ 平成21年度：4箇所

4) 子育て支援のネットワークづくり

世代間における育児知識の継承が困難になったり、地域社会とのつながりの希薄化等により隣近所とのつきあいが薄くなったり、相談相手もいなく、子育てに対する不安を抱えて一人で悩んでいる母親が増加しています。

こうした親たちが、悩みや相談を気軽にでき、適切な助言を受けることができるように、様々な相談員や民生児童委員など関係機関の連携により、多様化、複雑化する相談内容に的確に対応することが求められています。

このため、相談・支援体制の整備充実を図り、子育てサークルの活性化や子育て支援サービス情報の一元管理など、市民が子育てへの関心や理解を高め、地域全体で子育て支援ができるよう意識啓発に努めます。

【推進事業】

(1) 相談体制の充実と関係機関の連携

子育て支援の基盤となる相談・支援体制を整備充実するとともに、地域子育て支援センター、子育てサークル、保健センター、子育てボランティアなどの社会資源の活用による充実に努めます。

《事業主体》富良野市、関係機関、関係団体

(2) 子育てサークルの活性化

子育てサークル相互の交流により、子育て関連の情報を交換する場づくりを促進し、子育て中の母親等の子育て不安の解消が図られるよう努めます。

《事業主体》富良野市、関係団体、地域、企業

【数値目標：団体数】 平成16年度：7団体 ⇒ 平成21年度：7団体

(3) 子育て支援ガイドブックの作成

各種の子育て支援サービス情報をまとめた子育て支援マップや子育て支援ガイドブックの作成・充実やホームページによる分かりやすい情報提供に努めます。

《事業主体》富良野市、関係機関

【数値目標：年間発行回数】 平成16年度：1回 ⇒ 平成21年度：1回

(4) 子育てに関する意識啓発

市民が子育てへの関心や理解を高め、地域全体で子育て支援ができるよう、講演会や研修会等を開催し、子育てに関する意識啓発を推進します。

《事業主体》富良野市、教育委員会、関係機関、地域、企業

5) 児童の健全育成

地域社会における児童数の減少は、遊びを通じての仲間関係の形成や児童の社会性の発達と規範意識の形成に大きな影響があります。

こうした中、子どもたちが年齢の異なる友達との交流を含め、地域において児童が自主的に参加し、自由に遊べ、安全に過ごすことのできる放課後や週末等の居場所づくりの推進と、地域ぐるみで青少年の健全育成を図ることが必要です。

また、子どもが豊かな心や健康な身体づくりを育むためには、優れた文化・芸術、スポーツ・レクリエーション活動に親しむ機会を提供することが必要です。

富良野市は「青少年健全育成都市宣言」のまちであり、今後とも市民が一丸となって青少年の健全育成に取り組むことが大切です。児童の健全育成を図る上で、児童館、公民館、学校等の社会資源及び子ども会、主任児童委員、民生児童委員、地域等が連携し取り組みを進めることが効果的です。

このため、青少年団体の諸活動、文化・スポーツ活動等の推進による多様な体験活動の機会の提供、子供同士や高齢者とのふれあい、ボランティア活動等を通して子どもが健康で豊かな人間性を育めるよう、地域における健全育成活動を推進します。

【推進事業】

(1) 児童館活動の充実

異年齢集団での遊びを通して児童の交流を深める場として、利用しやすく楽しめるような児童館活動の充実を図ります。

《事業主体》富良野市、地域

【数値目標：児童館箇所数】 平成 16 年度：5 箇所

⇒ 平成 21 年度：5 箇所

(2) 少年団体の育成及び活動の支援

子どもが地域の一員としての自覚や社会性を身につけるため、子ども会等の各種少年団体や地域活動への参加を奨励し、家庭・学校などでは得がたい体験学習の実践に努めるとともに、少年団体活動の活性化の支援に努めます。

《事業主体》富良野市、教育委員会、関係団体、地域

(3) 文化・スポーツ活動の推進

異年齢児等との交流や郷土の伝統文化等の伝承活動、地域行事への参加、スポーツ少年団等の子どもたちの継続的なスポーツ交流活動等の活発化を推進します。

《事業主体》富良野市、教育委員会、関係機関、関係団体、地域

(4) 非行防止活動の推進

子どもの非行防止のため、少年補導センター、警察、学校、地域社会や関係機関・団体等と連携して街頭補導や非行防止活動を実施し、共通の理解と認識のもと、いじめや非行等の問題行動の未然防止や解決に努めます。

《事業主体》富良野市、教育委員会、関係機関、関係団体、地域

(5) 地域における青少年健全育成の推進

地域ぐるみで青少年を心身ともに健全に育てる意識や地域における教育力を高めるとともに、関係機関・団体との情報交換、連携強化を図り、青少年の健全育成活動の充実に努めます。

《事業主体》富良野市、教育委員会、関係機関、関係団体

6) 経済的負担の軽減

子育て中の家庭が期待する子育て支援策としては、医療費や保育所・幼稚園にかかる費用負担の軽減が求められています。

富良野市では、子育て家庭への経済的支援のため、児童手当、乳幼児医療費の助成、保育所保育料の軽減、幼稚園就園奨励費補助をはじめとして各種の制度を実施しています。

今後も子育て家庭への経済的支援を実施していくとともに、国や北海道の制度について改善を要望していきます。

【推進事業】

(1) 保育料等の経済的負担の軽減

認可保育所の保育料は低所得者層や母子家庭等に対し、保育料基準額の認定階層を細分化し負担軽減を図ります。また、幼稚園就園奨励費補助事業を継続して実施します。

《事業主体》富良野市、教育委員会、幼稚園

(2) 児童手当の支給

家庭における生活の安定と次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上を目的として、小学校3年生到達後最初の3月31日までにある子どもを育てる養育者に児童手当を支給します。

《事業主体》富良野市

(3) 乳幼児医療費助成

就学前の乳幼児の通院、6歳までの入院に対し、疾病の早期診断、早期治療を促進し、健康の保持と増進を図ることを目的に医療費の一部を補助します。

《事業主体》富良野市

(4) 助産施設

保健上必要があるにも関わらず、経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦を入所させて、助産を受けさせることを目的とする施設です。

《事業主体》富良野市、助産施設

(5) 就学援助

学校教育法第25条に基づき、経済的理由により義務教育である小学校及び中学校に就学する児童生徒の保護者に対し、その就学に必要な援助を行います。

《事業主体》教育委員会

2 母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進

1) 子どもや母親の健康の確保

健康に妊娠・出産を迎え、育児していけるために母体の健康の保持増進は大切な意味を持ちます。また、近年、少子化で地域の育児力が低下し、育児に不安や負担を感じる母が増加し、児童虐待も身近な問題として発生しています。

このため、子どもの健やかな成長のために、各種健診や相談事業等の実施により育児支援の充実を図ります。

【推進事業】

(1) 母子手帳の交付及び妊婦健康相談

妊娠届出のあった妊婦に母子手帳を交付するとともに、妊娠・分娩についての相談を行います。

《事業主体》 富良野市

【数値目標：妊娠11週までの届出】 平成16年度：77%
⇒ 平成21年度：90%

(2) 妊婦健康診査

妊婦健康診査料を前期1回・後期1回、出産予定日に35歳以上の妊婦に対しては超音波検査料1回を追加し、一部公費負担します。

《事業主体》 富良野市

【数値目標：健診料助成回数】 平成16年度：2回 ⇒ 平成21年度：2回

(3) 新生児・未熟児訪問及び産婦訪問

第1子と未熟児を対象として新生児期に家庭訪問を実施し、発育・発達の確認、育児の相談を行います。また、産婦の健康相談も併せて行い、産後うつ病の早期発見に努めます。

《事業主体》 富良野市

【数値目標：実施率】 平成16年度：93% ⇒ 平成21年度：100%

(4) 育児支援教室

第1子とその母を対象に、母同士の交流や離乳食の調理実習などの機会を提供し育児不安の軽減を図ります。

《事業主体》 富良野市

【数値目標：楽しかったと答えた者の割合】 平成15年度：97%
⇒ 平成21年度：100%

(5) 乳幼児健康診査及び育児相談

4ヶ月児、7ヶ月児、1歳6ヶ月児、3歳児健康診査を実施し、疾病の早期発見に努めるとともに、育児相談を行い育児不安の軽減に努めます。

《事業主体》富良野市

【数値目標：未受診者支援割合】 平成15年度：82%

⇒ 平成21年度：100%

(6) 乳幼児健康相談

保健センター健康相談室において、随時個別の健康相談を行います。また、電話による相談を行います。

《事業主体》富良野市

【数値目標：開催回数】 平成16年度：週5日 ⇒ 平成21年度：週5日

(7) 要支援児支援

発育・発達などに心配のあるお子さんや虐待の危険のある子どもの支援を行い、発達支援の場として「あそびの教室」を開催します。

また、療育機関、医療機関、児童相談所などと連携を図り、支援の充実に努めます。

《事業主体》富良野市

(8) むし歯予防対策

むし歯の早期発見のため、1歳6ヶ月児、3歳児健康診査において、歯科検診を実施します。また、むし歯予防の意識を高め、適切な予防行動がとれるよう、健康教育を実施します。

《事業主体》富良野市

【数値目標：3歳児健診う歯罹患率】 平成15年度：48%

⇒ 平成21年度：30%

2) 食育の推進

将来の健康には、乳幼児期からの食習慣が影響します。乳幼児期から間食・清涼飲料の摂りすぎや運動不足による肥満の増加、朝食抜きの食習慣などが進んでいます。

このため、健康な食生活に対する意識の啓蒙に努めます。

【推進事業】

(1) 妊婦栄養相談

妊娠期から、健康な食生活についての理解を深めることができるように支援します。

《事業主体》 富良野市

(2) 乳幼児健康教育

育児支援教室において、栄養士による健康教育を行います。また、健康教育の依頼にも対応します。

《事業主体》 富良野市

(3) 乳幼児健康診査・健康相談時栄養相談

健康診査・健康相談に併せて栄養士による相談を行います。

《事業主体》 富良野市

(4) 中高生への健康教育

食をテーマに栄養士による健康教育を実施し、思春期の食生活を振り返る機会をつくれます。

《事業主体》 富良野市

3) 思春期保健対策の充実

喫煙・飲酒・薬物が青少年の身近な問題となり、それらの害から自信を守る力を育てる必要があります。

性行動の低年齢化により、中高生の望まぬ妊娠・中絶・性感染症の増加が問題になっています。望まぬ妊娠により結婚しても、その後短期間で離婚に至る場合もあり、当事者や子どもの生活の質の低下が心配されます。

このため、生命の尊さや自分を大切にする姿勢など学齢期から考える機会をつくる必要があります。

【推進事業】

(1) 健康・性に関する知識の啓蒙

学校と保健分野で現状の問題について共通認識を深め、思春期保健の充実に努めるとともに、学童期から生命の尊さを認識し、自尊感情を高めることで、自身の健康管理能力、性の自己選択能力の向上を図ります。

《事業主体》富良野市・教育委員会

4) 小児医療の充実

子どもたちが健康で安全に成長していけるために、小児医療の確保・充実や感染症の予防が必要です。

【推進事業】

(1) 小児医療の充実

子どもの健康・安全が守られるため、医療の確保・充実に努めます。

《事業主体》富良野市・医師会

(2) 感染症の予防

感染症の蔓延予防のため、法で定められた予防接種を実施するとともに、適切な時期に接種をうけられるよう、各保健事業を通じて働きかけていきます。

《事業主体》富良野市

【数値目標：生後6ヶ月未満のBCG接種率】

法改正により平成17年4月から実施 ⇒ 平成21年度：100%

【数値目標：1歳6ヶ月時麻疹予防接種率】

平成15年度：93% ⇒ 平成21年度：100%

3 子どもの心身の健やかな成長を促す教育環境の整備

1) 次代の親の育成

男女が協力して家庭を築くこと及び子どもを生み育てることの意義に関する教育・広報・啓発について、各分野が連携して効果的な取組みを推進することが必要です。

また、家庭を築き、子どもを生み育てたいと思う男女がその希望を実現できるようにするために、地域社会の環境整備を進めることが必要です。

このため、固定的な性別役割分担意識を是正し、あらゆる分野で男女が共同責任で共に支え合う男女共同参画社会の形成を促進します。

【推進事業】

(1) 社会全体での子育て支援

少子化問題についての意識啓発や情報提供、講座・研修会等の開催を通じ、子育てに関する知識の習得を促進し、少子化問題についての理解を深めるとともに、子育てを夫婦や家庭のみの問題とせず、社会全体で支援する気運の醸成に努めます。

《事業主体》富良野市、企業、地域

(2) 男女共同参画による子育ての推進

男女の固定的な役割分担意識を是正し、仕事と家事や子育てを両立し、いきいきと子どもを育む親の意識醸成を促進するため、地域や家庭、職場、学校教育等を通じ、男女平等意識や男女共同参画意識の普及定着を図るとともに、家事、育児等の知識・技術の習得など、多様な学習機会の提供を推進します。

《事業主体》富良野市、関係機関、企業、地域

(3) 中・高校生に対する乳幼児とのふれあい機会の拡充

中・高校生等が、子どもを生み育てることの意識を理解し、いのちや家庭の大切さを理解できるようにするため、保育所、幼稚園、児童館等の場を活用し、乳幼児とふれあう機会を広げるための取組みを推進します。

《事業主体》富良野市、地域

2) 学校の教育環境の整備

次代の担い手である子どもは、活気あふれた学校生活を送り、社会の変化の中で主体的に生きていくことができるよう、個性豊かに生きる力を伸ばしていくことが必要です。

このように、子どもたちが生きる力を身につけ、夢を持てるような教育を推進するためには、家庭・地域・学校の教育力を結集させることが一層大切であり、今後も、学校教育と社会教育が共同で事業に取り組む学社融合推進事業の充実を図ります。

また、不登校児のために適応指導教室を開設し、一人一人を大切に活動を通して、子どもの心情や悩みを受け止め、学校への復帰や社会的な自立へ向けて歩み出せるよう支援していきます。

【推進事業】

(1) 学社融合推進事業の充実

家庭、学校、地域と社会教育関係機関・団体との連携を図り、様々な学習機会の提供により総合的な教育の充実に努めます。

《事業主体》富良野市、教育委員会、関係機関、関係団体、地域

【数値目標：年間実施事業数】 平成 16 年度：45 事業

⇒ 平成 21 年度：50 事業

(2) 適応指導教室の充実

不登校及びその傾向にある児童生徒に対し、保護者、学校、関係機関等の連携により、学校への復帰や基本的生活習慣の改善、豊かな情操や社会性の育成を目的として、相談・支援・指導を行うために「富良野市適応指導教室」（愛称：まいくらす）を設置します。

《事業主体》教育委員会、関係機関、学校、家庭

3) 家庭や地域の教育力の向上

近年、核家族化、少子化、物質的豊かさなど、著しい社会状況の変化の中で、親の家庭教育に関する考え方も変化し、放任や過保護・過干渉、モラルの低下が生じるなど、家庭・地域の教育力の低下が指摘されています。

子どもを地域社会全体で育てる観点から、学校、家庭及び地域の連携により、家庭や地域における教育力を総合的に高めることが必要です。

このため、家庭教育に関する情報提供や関係機関の連携による相談体制の整備を図ります。また、自然体験や遊び等を通して、子どもの発達段階に応じた多様な体験機会の充実に努めます。

【推進事業】

(1) 家庭教育の充実

家庭の教育力を高める学習機会の拡充と家庭教育に関する情報を収集・整理し提供を行うとともに、関係機関との連携により相談体制の整備を図り、家庭教育の充実に努めます。

《事業主体》富良野市、教育委員会、関係機関

【数値目標：家庭教育セミナー参加人数】 平成16年度：2,500名
⇒ 平成21年度：2,700名

(2) 家庭教育に関する相談体制の充実

家庭、学校、地域及び関係機関等と連携を図り、青少年の健康、しつけ、問題行動、学習など家庭教育に関する相談体制の充実に努めます。

《事業主体》富良野市、教育委員会

【数値目標：家庭教育何でも相談箇所数】 平成16年度：1箇所
⇒ 平成21年度：1箇所

4 子どもと子育て家庭にやさしいまちづくり

1) 子育てに配慮した居住環境の整備

子育てを担う若い世代を中心に、広くゆとりある住宅を確保することができるよう、持ち家又は借家を含め、住宅の確保のため情報提供等を図ることが必要です。

このため、子どもを安心して育てられ、ゆとりのある快適な生活を送ることができるよう、子育てに配慮したまちづくりを推進します。

【推進事業】

(1) 身近な遊び場「公園」の整備

子どもたちの安全な遊び場として遊具などの整備充実に取り組むとともに、地域住民の協力を得ながら公園の適正な維持管理に努めます。

《事業主体》 富良野市、ボランティア、地域

(2) 住宅確保のための情報提供

子育てに配慮した居住環境の確保に向けた情報提供に努めます。

《事業主体》 富良野市、関係団体

(3) 子育てに配慮した施設整備

公共施設等の整備については、乳幼児を連れて利用する人への配慮として、子どもが利用しやすいトイレや授乳、オムツ替え等のスペースを確保するよう努めます。

《事業主体》 富良野市、関係機関

(4) 「子育てバリアフリーマップ」の作成

「子育てバリアフリーマップ」を子育て支援ガイドブックに掲載し、子育て世帯への情報提供に努めます。

《事業主体》 富良野市

【数値目標：年間発行回数】 平成 21 年度：1 回

2) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

子どもを交通事故から守るために、警察、保育所、幼稚園、学校、民間団体等との連携・協力体制の強化を図り、総合的な交通事故防止対策の推進に努めます。

【推進事業】

(1) 交通安全教育の推進

これから交通社会に参加する子ども一人ひとりが交通ルールを身につけることができるよう、交通安全教育の推進に努めます。

《事業主体》富良野市、関係機関、関係団体

(2) 子どもにやさしい道路の整備

子どもが安心して通行できる道路空間を確保するため、信号機や標識の設置に努めるとともに、通学路の交通安全対策や歩きやすい歩道の整備、雪対策の充実に努めます。

《事業主体》富良野市、関係機関、地域

(3) 交通安全意識の高揚

子どもを交通事故から守るため、家庭、学校、地域等の関係機関が連携し、交通安全指導員等による交通安全教室の開催など交通安全意識の高揚に努めます。

《事業主体》富良野市、関係機関、関係団体

(4) チャイルドシートの普及啓発

チャイルドシートの使用効果及び正しい使用方法について普及啓発活動を積極的に展開するとともに、情報提供等の充実に努めます。

《事業主体》富良野市、関係機関、関係団体

【数値目標：シートベルト着用率】 平成21年度：100%

3) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

子どもを犯罪等の被害から守るために、学校、保育所、幼稚園、地域、関係機関・団体等の連携により、地域ぐるみで地域や学校等における安全を守るための具体的な取り組みが必要です。

このため、「子ども110番の家」など、子どもを守る地域の取組も広がっており、今後も、学校、地域関係機関等のより一層の連携により、地域ぐるみで地域や学校等における子どもの安全を守る取り組みを進めます。

【推進事業】

(1) 子どもを犯罪の被害から守る取組

住民の自主防犯活動を促進するため、犯罪等に関する情報の提供を行うとともに、子どもを犯罪・事故等の被害から守るため、関係機関・団体との情報交換を行います。

《事業主体》富良野市、教育委員会、関係機関、関係団体、地域

(2) 防犯ボランティア活動の支援

子どもが犯罪等にあったときの緊急避難場所である「子ども110番の家」等に対して、地域での子どもに対する犯罪の発生状況等の情報提供を行うなど防犯ボランティア活動の支援を推進します。

《事業主体》富良野市、教育委員会、関係機関、関係団体

5 職業生活と家庭生活との両立の推進

1) 仕事と子育ての両立の推進

産業構造の変化による女性労働力需要の増大や自己実現意識の高まり、経済的理由等から共働き家庭が増加している中で、子育てと仕事の両立や家族のふれあいのために、労働時間の短縮などゆとりのある労働環境づくりが必要とされています。

このようなことから、国等の関係機関との連携、企業や職場の理解と協力のもとに、育児休業制度や労働時間の短縮の普及・啓発、出産や育児などで退職した女性の再就職への支援を推進し、子育てをしながら安心して働くことができる雇用環境の整備が必要であり、これらの実現に向けて普及啓発に努めます。

【推進事業】

(1) 育児・介護休業制度の普及

事業所における育児・介護休業制度の普及と活用しやすい職場環境づくりを関係機関と連携して促進します。

《事業主体》富良野市、関係機関、企業

(2) 労働時間短縮の啓発

ゆとりのある生活の中で子育てができるように、関係機関との連携により労働時間短縮等の導入について普及・啓発に努めます。

《事業主体》富良野市、関係機関、企業

(3) 女性の再就職への支援

出産や育児等により退職した女性の再就職を支援するため、関係機関と連携して就業の相談、情報の提供に努めます。

《事業主体》富良野市、関係機関、企業

(4) 求人情報の提供

ハローワークふらのが受理した求人情報を富良野市ホームページで「ふらの雇用情報インターネットサービス」として情報の提供に努めます。

《事業主体》富良野市、ハローワークふらの

6 社会的支援を必要とする児童への対応などきめ細かな取組の推進

1) 児童虐待防止対策の充実

近年、富良野市においても児童虐待に関する相談件数は増加傾向にあり、その内容も深刻化、複雑化しています。すべての児童の健全な育成を保障するためには、児童虐待の防止と早期発見が課題となっており、総合的な支援体制として福祉関係のみならず、医療、保健、教育、警察等の地域における関係機関による協力体制が必要です。

このため、児童虐待の早期発見のために、乳幼児健診などの活用や、要保護児童に関する通告義務などについての啓発を行うとともに、適切かつ早期の対応を図ることができるよう児童虐待防止ネットワークの充実に努めます。

【推進事業】

(1) 富良野市児童虐待防止連絡会議の充実

児童相談所や関係機関・団体との連携により虐待防止ネットワーク「富良野市児童虐待防止連絡会議」の充実に努めます。

《事業主体》富良野市、関係機関、関係団体、地域

【数値目標：連絡会議の開催回数】 平成 16 年度：1 回

⇒ 平成 21 年度：1 回

※ケース会議は随時開催

(2) 相談体制の充実

保護者の育児不安や虐待・いじめ等の問題に早期に対応するため、必要な指導及び援助のための相談体制を充実します。

《事業主体》富良野市、関係機関

【数値目標：家庭児童相談員】 平成 16 年度：1 名 ⇒ 平成 21 年度：1 名

2) 発達に遅れや心配のある子どもへの支援の充実

心身の発達に遅れや心配のある子どもの自立や社会参加に向け、乳幼児期から社会人への移行期まで、一人ひとりの多様なニーズに応じた一貫した相談・支援体制の確立が求められています。

このため、福祉、こども通園センター、保育所、幼稚園、学校、保健師等の連携を強化し、療育システムづくりを構築していきます。

就学期前の子どもたちに対し、療育指導施設としての「富良野市こども通園センター」（児童デイサービス）事業を通じて、身体や知的、言語等の遅れなどで心配のある子どもやその保護者に対する各種相談・援助及び療育支援事業を推進します。

また、学校教育において特別支援教育が導入されることに対し、対象児童及びその保護者が不安なく学校生活を送ることができるよう教育委員会・学校との連携を図り支援体制の整備充実を推進します。

※「こども通園センター」→平成17年4月より「母子通園センター」を名称変更

【推進事業】

(1) こども通園センター事業の推進

心身の発達に遅れや心配のある児童に対し、相談や個別・集団的な療育を行い、その発達を促すための療育支援施設としてのこども通園センター事業を継続して推進します。

《事業主体》富良野市、関係機関

【数値目標：施設箇所数】 平成16年度：1箇所 ⇒ 平成21年度：1箇所

(2) 療育相談体制の充実

相談内容の多様化、複雑化に対応するため、保健師、相談員、療育指導員の資質向上を図り、各関係機関との連携を強化し、一貫性のある療育相談・指導体制の充実に努めます。

《事業主体》富良野市、関係機関

(3) 障がい児保育の充実（再掲）

発達に遅れや心配のある子どもの発達や集団での適応性を促進するため、保育所、幼稚園での「障がい児保育」の充実に努めます。

《事業主体》富良野市、幼稚園

【数値目標：受入可能施設数の割合】 平成21年度：100%

(4) 学童保育センターにおける障がい児受入れ体制の充実

就労等により、放課後に保護者が障がいのある児童の養育をできない家庭に対し、安心して就労できるよう、また、児童の健全育成を図るため、障がい児受け入れ体制の整備充実を図ります。

《事業主体》富良野市

【数値目標：受入可能施設の割合】 平成 21 年度：100%

(5) 「富良野地区療育推進協議会」の充実

早期療育を関係機関との密接な連携を図りながら、総合的かつ効果的に推進するために、「富良野地区療育推進協議会」の充実に努めます。

《事業主体》富良野市、関係機関、関係団体、民間

(6) 乳幼児期からの継続的な相談・支援体制の確立

乳幼児期から社会人への移行期までの継続的な相談・支援が行えるよう関係機関と連携した相談・支援体制の充実を図ります。

《事業主体》富良野市、教育委員会、関係機関

(7) 特別児童扶養手当の支給

精神又は身体に一定程度の障がいを持つ20歳未満の子どもの養育者に特別児童扶養手当を支給します。

《事業主体》富良野市

(8) 障害児福祉手当の支給

日常生活において常時介護が必要とされる重度障がい児本人に障害児福祉手当を支給します。

《事業主体》富良野市

3) ひとり親家庭への支援

富良野市における母子家庭は増加傾向にあり、母子家庭等の児童の健全な育成を図るためには、きめ細かな福祉サービスの展開と自立・就業の支援に主眼を置き、子育てや生活支援、就業支援及び経済的支援について、地域の母子家庭等の現状を把握しつつ、総合的な対策を適切に実施していくことが必要です。

このため、母子家庭等日常生活支援事業及び保育所入所に際しての配慮等の各種支援策を推進します。

また、母子家庭等に対する相談体制の充実や施策・取組みについての情報提供に努めます。

【推進事業】

(1) 母子家庭等奉仕員派遣事業の充実

母子・父子及び寡婦家庭が、疾病等により一時的に生活援助が必要な場合に、その生活の支援者を派遣する母子家庭等奉仕員派遣事業の充実を図ります。

《事業主体》 富良野市、関係団体

(2) 児童扶養手当の支給

父親と生計を同じくしていない児童を養育している母子家庭等の生活の安定と自立を助け、児童福祉の増進を図ることを目的として、児童を監護する母又は養育者に、児童が満18歳に到達した年度末まで児童扶養手当を支給します。

《事業主体》 富良野市

(3) ひとり親家庭等医療費助成

ひとり親家庭等の母及び父と子に対し、保健の向上と福祉の保持及び増進を図ることを目的にひとり親家庭等医療費助成を行い、医療費の一部を助成します。

《事業主体》 富良野市

第6節 事業別数値目標設定一覧

1、特定14事業に対する数値目標一覧

国が示した「特定14事業に対する数値目標」はニーズ調査結果を踏まえ、厚生労働省が掲示したワークシートを基に推計ニーズ量を算出し、富良野市総合計画との整合を図り児童家庭課が設定したものです。

事業名	指標	H16年度 実施事業	H21年度 目標値
①乳幼児健康支援一時預かり事業（病後時保育（派遣型））	年間延べ派遣回数	—	—
②ファミリー・サポート・センター事業	設置箇所数	—	—
③放課後児童健全育成事業	設置箇所数	5箇所	5箇所
④子育て短期支援事業（ショートステイ事業）	設置箇所数 定員数	1箇所 2名	1箇所 2名
⑤子育て短期支援事業（トワイライトステイ）	設置箇所数 定員数	—	1箇所 1名
⑥乳幼児健康支援一時預かり事業（病後時保育（施設型））	設置箇所数 定員数	—	1箇所 2名
⑦一時保育事業	設置箇所数 定員数	2箇所（単 独事業）	2箇所 6名
⑧特定保育事業	設置箇所数 定員数	—	—
⑨つどいの広場事業（常設型子育て親子ひろば）	設置箇所数	—	1箇所
⑩地域子育て支援センター事業	設置箇所数	1箇所	2箇所
⑪通常保育事業	定員数	201名	162名
⑫延長保育事業	設置箇所数	—	—
⑬休日保育事業	設置箇所数 定員数	—	1箇所 10名
⑭夜間保育事業	設置箇所数 定員数	—	—

2、事業別数値目標一覧

※網掛け部分は「特定14事業」

推進事業	指標	H16実施数値	箇所数の施設名	H21年度数値目標	箇所数の施設名
1-1)-(1) 「児童の権利に関する条約」の普及		—		—	
1-2)-(1) 一時保育事業の充実	箇所数	2	中央保育所 麻町保育所	2	中央保育所 麻町保育所
1-2)-(2) 病後児保育事業の実施	箇所数	0		1	未定
1-2)-(3) 学童保育センターの充実	箇所数	5	麻町・桂木 東部・緑町 北の峰	5	麻町・桂木 東部・緑町 北の峰
1-2)-(4) 子育て短期支援事業の充実	箇所数	1	国の子寮	1	国の子寮
1-2)-(5) 地域子育て支援センターの充実	箇所数	1	保健センター内	2	1箇所は保育所で
1-2)-(6) つどいの広場の開設	箇所数	0		1	未定
1-2)-(7) 保育所広域入所の推進	利用人数	2		随時	
1-2)-(8) 認可外私立保育施設への支援	施設数	5		5	
1-3)-(1) 市立保育所の運営検討		—		—	
1-3)-(2) 乳児保育の受入れ枠拡大	利用人数	9		15	
1-3)-(3) 産休明け保育の実施	受入人数	0		15	
1-3)-(4) 障がい児保育の充実	受入可能 施設の割合	100%		100%	
1-3)-(5) 保育時間の延長	1日の 開所時間	10時間 15分		11時間	
1-3)-(6) 休日保育の実施	箇所数	0		1	未定
1-3)-(7) 保育所と幼稚園の連携		—		—	
1-3)-(8) 幼稚園の充実		—		—	
1-3)-(9) 幼稚園預かり保育の充実	箇所数	4	ひまわり・聖 園・ルンビニ みどり	4	ひまわり・聖 園・ルンビニ みどり
1-4)-(1) 相談体制の充実と関係機関の連携		—		—	
1-4)-(2) 子育てサークルの活性化	団体数	7		7	
1-4)-(3) 子育て支援ガイドブックの作成	年間発行回数	1		1	
1-4)-(4) 子育てに関する意識啓発		—		—	
1-5)-(1) 児童館活動の充実	箇所数	5	麻町・桂木 東部・緑町 北の峰	5	麻町・桂木 東部・緑町 北の峰
1-5)-(2) 少年団体の育成及び活動の支援		—		—	
1-5)-(3) 文化・スポーツ活動の推進		—		—	
1-5)-(4) 非行防止活動の推進		—		—	
1-5)-(5) 地域における青少年健全育成の推進		—		—	
1-6)-(1) 保育料等の経済的負担の軽減		—		—	
1-6)-(2) 児童手当の支給		—		—	
1-6)-(3) 乳幼児医療費助成		—		—	
1-6)-(4) 助産施設		—		—	
1-6)-(5) 就学援助		—		—	

※随時実施する事業及び数値化が不可能な事業については数値目標を設定していない。

第6節 事業別数値目標一覧

推 進 事 業		指 標	H16実 施数値	箇所数の 施 設 名	H21年度 数値目標	箇所数の 施 設 名
2-1)-(1)	母子手帳の交付及び妊婦健康相談	妊娠11週 までの届出	77%		90%	
2-1)-(2)	妊婦健康診査	健診料 助成回数	2		2	
2-1)-(3)	新生児・未熟児訪問及び産婦訪問	実施率	93%		100%	
2-1)-(4)	育児支援教室	楽しかったと 答えた者の割合	97%		100%	
2-1)-(5)	乳幼児健康診査及び育児相談	未受診者 支援割合	82%		100%	
2-1)-(6)	乳幼児健康相談	開催回数	週5日		週5日	
2-1)-(7)	要支援児支援		—		—	
2-1)-(8)	むし歯予防対策	3歳児健診 う歯罹患率	48%		30%	
2-2)-(1)	妊婦栄養相談		—		—	
2-2)-(2)	乳幼児健康教育		—		—	
2-2)-(3)	乳幼児健康診査・健康相談時栄養相談		—		—	
2-2)-(4)	中高生への健康教育		—		—	
2-3)-(1)	健康・性に関する知識の啓蒙		—		—	
2-4)-(1)	小児医療の充実		—		—	
2-4)-(2)	感染症の予防	生後6ヶ月未満 のBCG接種率	—	法改正によりH17,4月 から実施	100%	
		1歳6ヶ月時 麻疹予防接種率	93%		100%	
3-1)-(1)	社会全体での子育て支援		—		—	
3-1)-(2)	男女共同参画による子育ての推進		—		—	
3-1)-(3)	中・高校生に対する乳幼児とのふれ あい機会の拡充		—		—	
3-2)-(1)	学社融合推進事業の充実	年間実施 事業数	45		50	
3-2)-(2)	適応指導教室の充実		—		—	
3-3)-(1)	家庭教育の充実	家庭教育セミ ナー参加人数	2,500		2,700	
3-3)-(2)	家庭教育に関する相談体制の充実	家庭教育何で も相談箇所数	1	社会教育課	1	社会教育課
4-1)-(1)	身近な遊び場「公園」の整備		—		—	
4-1)-(2)	住宅確保のための情報提供		—		—	
4-1)-(3)	子育てに配慮した施設整備		—		—	
4-1)-(4)	「子育てバリアフリーマップ」の作 成	年間発行回数	—		1	
4-2)-(1)	交通安全教育の推進	交通死亡事 故発生件数	2		—	
4-2)-(2)	子どもにやさしい道路の整備		—		—	
4-2)-(3)	交通安全意識の高揚	交通死亡事 故発生件数	2		—	
4-2)-(4)	チャイルドシートの普及啓発	シートベル ト着用率	—		100%	
4-3)-(1)	子どもを犯罪の被害から守る取組		—		—	
4-3)-(2)	防犯ボランティア活動の支援		—		—	

※随時実施する事業及び数値化が不可能な事業については数値目標を設定していない。

第4章 地域行動計画

推 進 事 業		指 標	H16実 施数値	箇所数の 施 設 名	H21年度 数値目標	箇所数の 施 設 名
5-1)-(1)	育児・介護休業制度の普及		—		—	
5-1)-(2)	労働時間短縮の啓発		—		—	
5-1)-(3)	女性の再就職への支援		—		—	
5-1)-(4)	求人情報の提供		—		—	
6-1)-(1)	富良野市児童虐待防止連絡会議の充実	開催回数	1		1	
6-1)-(2)	相談体制の充実	家庭児童 相談員数	1		1	
6-2)-(1)	こども通園センター事業の推進	箇所数	1	こども 通園センター	1	こども 通園センター
6-2)-(2)	療育相談体制の充実		—		—	
6-2)-(3)	障がい児保育の充実 (再掲)	受入可能 施設の割合	100%		100%	
6-2)-(4)	学童保育センターにおける障がい児 受入れ体制の充実	受入可能 施設の割合	100%		100%	
6-2)-(5)	「富良野地区療育推進協議会」の充実		—		—	
6-2)-(6)	乳幼児期からの継続的な相談・支援 体制の確立		—		—	
6-2)-(7)	特別児童扶養手当の支給		—		—	
6-2)-(8)	障害児福祉手当の支給		—		—	
6-3)-(1)	母子家庭等奉仕員派遣事業の充実		—		—	
6-3)-(2)	児童扶養手当の支給		—		—	
6-3)-(3)	ひとり親家庭等医療費助成		—		—	

※随時実施する事業及び数値化が不可能な事業については数値目標を設定していない。

資料編

児童の権利に関する条約

世界各国には、貧しさや飢え、虐待などで困ったり苦しんだりしている子どもがたくさんいます。このような子どもたちを救い、あらゆる差別がなく、すべての児童が心身ともに健やかに育成されるように、１９８９年（平成元年）の国際連合総会において「児童の権利に関する条約」が採択されました。

日本においては、子どもの人権尊重について世界の国々と協力し、更に取り組みを強化していくために、１９９４年（平成６年）４月にこの条約を批准しました。

《条約の主な内容》

- １．１８歳未満のすべての子どもを対象とします。
- ２．子どもが人種、性、出身などで差別されてはいけません。
- ３．子どもの成長のために何が最も大切かを考慮しましょう。
- ４．両親は子どもを守り、指導する責任があります。
- ５．両親の意志に反して子どもを両親から引き離してはいけません。
- ６．子どもが、自分のことについて自由に意見を述べ、自分を自由に表現し、自由に集いを持つことが認められるべきです。
しかし、そのためには、子どももほかのみんなのことをよく考え、道徳を守っていくことが必要です。
- ７．子どもは暴力や虐待（むごい扱い）といった、不当な扱いから守られるべきです。
- ８．家庭を失ったり、難民となった子どもに保護と援助が与えられるべきです。
- ９．からだなどが不自由な子どもには特別の養護が与えられるべきです。
- １０．子どもの健康を守るための医療サービスが与えられるべきです。
- １１．子どもは教育を受けることが認められるべきです。
- １２．子どもは遊びやレクリエーションを行い、文化・芸術活動に参加することが認められるべきです。
- １３．子どもが法律に反して自由を奪われたり、正しい裁判なしに罪を犯したと認められることがあってはなりません。
- １４．この条約の内容を、大人にも子どもにも広く知らせなければなりません。

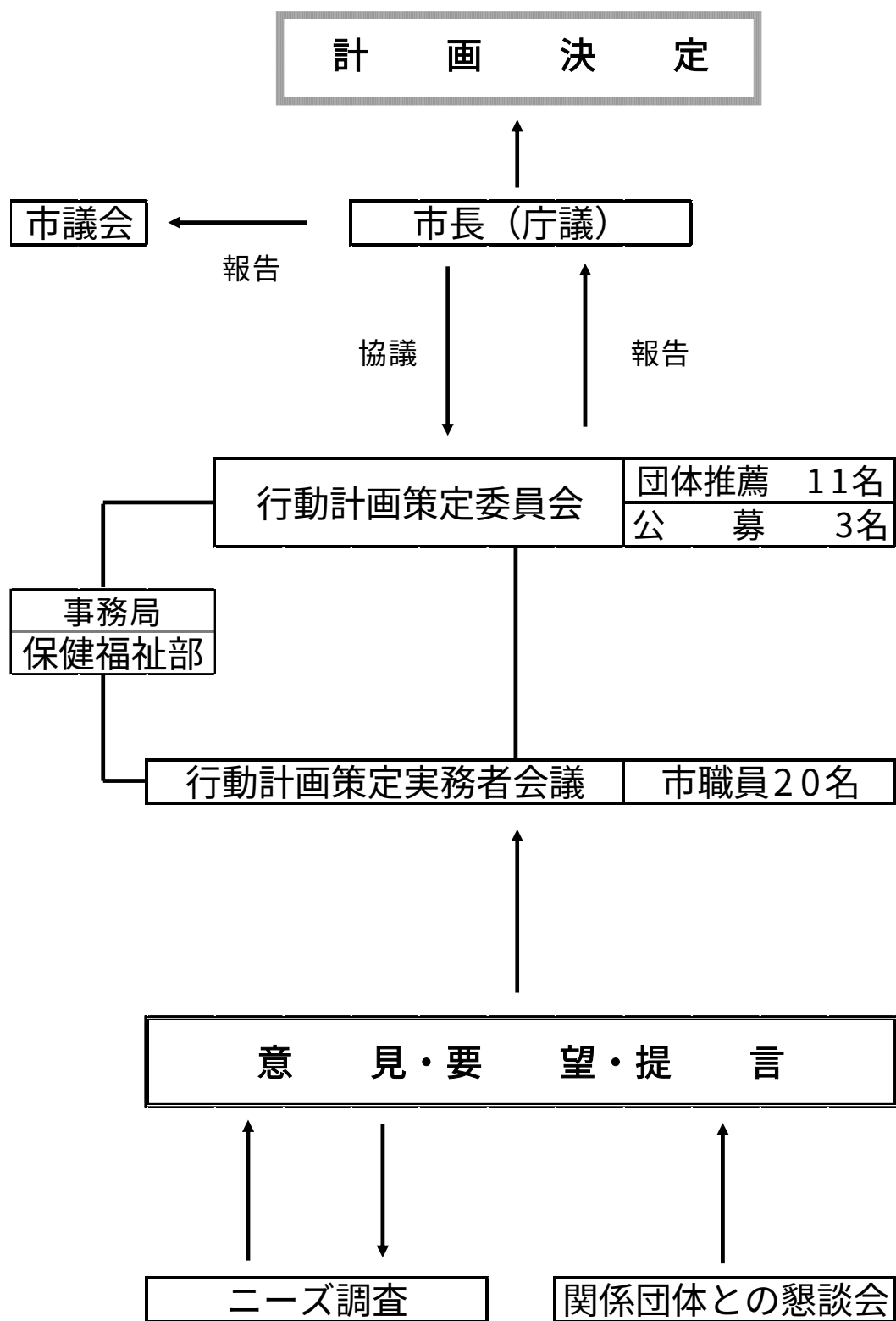
（外務省発行ポスターより引用）

富良野市次世代育成支援地域行動計画策定経過

年 月 日	策 定 経 過
平成 15 年 11 月 28 日	次世代育成支援地域行動計画策定に係る理事者協議
平成 15 年 11 月 21 日	次世代育成支援地域行動計画策定実務者会議委員委嘱
平成 15 年 11 月 28 日	第 1 回次世代育成支援地域行動計画策定実務者会議開催 (地域行動計画概要、策定要領、策定体制、策定スケジュール、ニーズ調査項目について説明、協議)
平成 15 年 12 月 12 日～ 19 日	次世代育成支援に関するニーズ調査実施
平成 16 年 1 月 1 日	次世代育成支援地域行動計画策定公募委員広報紙に掲載
平成 16 年 1 月 6 日	次世代育成支援地域行動計画策定委員の団体推薦依頼
平成 16 年 2 月 23 日	次世代育成支援地域行動計画策定委員の選考
平成 16 年 3 月 10 日	第 2 回次世代育成支援地域行動計画策定実務者会議開催 (ニーズ調査の結果《速報》報告)
平成 16 年 3 月 25 日	第 1 回次世代育成支援地域行動計画策定委員会開催 (委員委嘱、計画策定趣旨、策定体制、策定スケジュール、ニーズ調査《速報》について説明)
平成 16 年 6 月 18 日	次世代育成支援地域行動計画策定に係る関係団体との懇談会開催 (幼児クラブ)
平成 16 年 6 月 24 日	次世代育成支援地域行動計画策定に係る関係団体との懇談会開催 (私立認可外保育施設)
平成 16 年 6 月 28 日	次世代育成支援地域行動計画策定に係る関係団体との懇談会開催 (幼稚園)
平成 16 年 6 月 29 日	第 2 回次世代育成支援地域行動計画策定委員会開催 (富良野市の現状、ニーズ調査結果、エンゼルプラン進捗状況説明)

年 月 日	策 定 経 過
平成 16 年 7 月 1 日	次世代育成支援地域行動計画策定に係る関係団体との懇談会開催（市立保育所父母会）
平成 16 年 10 月 1 日	第 3 回次世代育成支援地域行動計画策定実務者会議開催（推計人口、子育ての現状と課題、計画素案説明、意見聴取）
平成 16 年 10 月 13 日	次世代育成支援地域行動計画策定に係る関係団体との懇談会開催（母子通園センター父母会）
平成 16 年 10 月 20 日	第 3 回次世代育成支援地域行動計画策定委員会会議開催（推計人口、子育ての現状と課題、計画素案説明、審議）
平成 16 年 11 月 18 日	第 4 回次世代育成支援地域行動計画策定委員会会議開催（計画素案説明、審議）
平成 17 年 1 月 11 日	第 5 回次世代育成支援地域行動計画策定委員会会議開催（事業別数値目標、計画素案最終確認）
平成 17 年 1 月 21 日	第 4 回次世代育成支援地域行動計画策定実務者会議開催（事業別数値目標、計画素案確認）
平成 17 年 2 月 1 日	次世代育成支援地域行動計画策定委員会より市長に素案報告
平成 17 年 2 月 9 日～ 2 月 28 日	素案に対するパブリックコメント手続き実施
平成 17 年 3 月 24 日	富良野市次世代育成支援地域行動計画決定

富良野市次世代育成支援地域行動計画策定体制図



富良野市次世代育成支援地域行動計画策定要領

1. 目 的

本格的な少子社会の到来に対処するために、「次世代育成支援対策推進法案」並びに「児童福祉法の改正法案」が平成 15 年 7 月 9 日に成立し、これに伴い、国の基本的政策として少子化に対し集中的、計画的な取組を促進することを目的とする「次世代育成支援地域行動計画」の策定が地方公共団体に義務付けられた。

このため、富良野市における次代を担う子どもたちの支援に対し、あらゆる行政施策を“子育て・子育て環境”の側面から見直し、統合化した行動計画として策定することを目的とする。

2. 計画の名称

「富良野市次世代育成支援地域行動計画」

3. 計画の期間

平成 17 年度から平成 26 年度までの 10 か年とし、5 年間で見直しを行い、富良野市総合計画との整合性を図るものとする。

4. 計画の位置づけ

この計画は、平成 13 年度から実施されている「富良野市総合計画」を上位計画とし、各種計画との整合性を図りながら、次世代育成支援地域行動計画策定指針（平成 15 年 8 月 22 日関係 7 大臣連名告示）に基づき、子どもと子育て家庭への支援に関連する施策及び事業を次の 8 つの視点により計画する。

- ①子どもの視点
- ②次代の親づくりという視点
- ③サービス利用者の視点
- ④社会全体による支援の視点
- ⑤すべての子どもと家庭への支援の視点
- ⑥地域における社会資源の効果的な活用の視点
- ⑦サービスの質の視点
- ⑧地域特性の視点

5. 計画の体系

施策は、「基本目標」「基本施策」「推進事業」とする。

6. 計画策定の体制

- ① 計画の策定に関し、「富良野市次世代育成支援地域行動計画策定委員会」を設置し、行動計画の素案を策定し、市長に報告する。
- ② 計画の策定を円滑に推進するため、「富良野市次世代育成支援地域行動計画策定実務者会議」を設置する。

富良野市次世代育成支援地域行動計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 富良野市次世代育成支援地域行動計画（以下「行動計画」という。）の策定にあたり、広く市民の意見を反映させるため、富良野市次世代育成支援地域行動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、行動計画の策定に関して協議し、その結果を市長に報告する。

(組織)

第3条 委員会は、委員 15 名以内をもって組織する。

2 委員会の委員は、関係機関、団体から推薦される者及び公募の者のうちから、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する報告が完了するまでとする。

(会長、副会長)

第5条 委員会に、会長、副会長各 1 名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選とする。

3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 会議の議長は、会長が行う。

(報酬及び費用弁償)

第7条 委員に対する報酬及び費用弁償は、富良野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 41 年条例第 15 号）に規定するところにより支給する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、保健福祉部児童家庭課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 15 年 12 月 25 日から施行する。

富良野市次世代育成支援地域行動計画策定委員名簿

区分	所属団体・機関等の名称	役 職	氏 名	備考
団 体 推 薦 委 員	富良野市校長会	布部小中学校校長	植 田 亘 俊	会 長
	富良野市父母と先生の会連合会	会 長	長 沢 和 之	
	慈恵ひまわり幼稚園	副 園 長	青 木 賢 亮	副会長
	富良野市中央保育所父母の会	会 長	安 藝 郁 治	
	西達布保育園	主任保育士	青 山 幸 子	
	旭川公共職業安定所富良野出張所	所 長	湊 弘 勝	
	富良野商工会議所	専務理事	佐々木 淳	
	富良野市子ども会育成連絡協議会	理 事	高 橋 秀 雄	
	児童養護施設富良野国の子寮	施 設 長	三 上 十喜子	
	富良野医師会	理 事	印 鑰 史 衛	
	民生児童委員会主任児童委員部会	部 会 長	高 井 敏 子	
公 募 委 員	(北の峰病院作業療法士)		小 松 仁	
	(水道工事業)		田 中 靖 雄	
	(富良野市社会福祉協議会)		濱 本 渉	

事務局

氏 名	職 名
宇佐見 正 光	保健福祉部長
遠 藤 和 章	保健福祉部児童家庭課長
中 根 雅 彦	保健福祉部中央、麻町保育所長
安 西 義 弘	保健福祉部児童家庭課児童家庭係長
難 波 真美子	保健福祉部児童家庭課児童家庭係
菅 原 美 保	保健福祉部児童家庭課児童家庭係

富良野市次世代育成支援地域行動計画策定実務者会議設置要綱

(名称)

第1条 この会議は、富良野市次世代育成支援地域行動計画策定実務者会議（以下「実務者会議」という。）という。

(目的)

第2条 実務者会議は、富良野市次世代育成支援地域行動計画（以下「行動計画」という。）策定の推進を図ることを目的とする。

(構成)

第3条 実務者会議は、関係職員をもって構成する。

2 実務者会議に委員長を置き、委員長には保健福祉部中央保育所長を充てる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、行動計画に関する検討が終了したときまでとする。

(会議)

第5条 実務者会議は、委員長が必要に応じ招集し、会議の議長となる。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指定した委員がその職務を代理する。

3 委員長は、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

(事務局)

第6条 実務者会議の事務を処理するため、事務局を設ける。

2 事務局は、保健福祉部児童家庭課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、実務者会議の運営に必要な事項は、委員長が委員の意見を聞いて定める。

附 則

この要綱は、平成15年11月14日から施行する。

◎構成係名

- | | | |
|----------|----------|-----------|
| ・企画振興係長 | ・医療給付係長 | ・交通生活係長 |
| ・健康推進係長 | ・福祉総務係長 | ・子育て支援係主査 |
| ・母子通園係主査 | ・中央保育所係長 | ・麻町保育所係長 |
| ・商工労働係長 | ・建築住宅係長 | ・都市整備係長 |
| ・道路公園係長 | ・学務係長 | ・社会教育係長 |
| ・スポーツ係長 | ・東山公民館係長 | ・山部公民館係長 |
| ・図書館係長 | | |

富良野市次世代育成支援地域行動計画策定実務者会議委員名簿

委員名	氏 名	職 名
委員長	中 根 正 彦	保健福祉部中央保育所長兼麻町保育所長
委 員	西 野 成 紀	総務部企画振興課企画振興係長
委 員	泉 妙 子	市民部市民課医療給付係長
委 員	後 藤 正 紀	市民部環境リサイクル課交通生活係長
委 員	稲 葉 久 恵	保健福祉部保健課健康推進係長
委 員	影 山 則 子	保健福祉部福祉課福祉総務係長
委 員	奥 野 悦 子	保健福祉部子育て支援センター子育て支援係主査
委 員	池 田 敏 美	保健福祉部母子通園センター母子通園係主査
委 員	長 田 和 恵	保健福祉部中央保育所保育係長
委 員	大倉由美子	保健福祉部麻町保育所保育係長
委 員	高 橋 和 子	経済部商工観光課商工労働係長
委 員	中 村 勝 利	建設水道部都市建築課建築住宅係長
委 員	小 野 豊	建設水道部都市整備課都市整備係長
委 員	佐 藤 文 雄	建設水道部建設施設課道路公園係長
委 員	高 橋 稔 彦	教育委員会学校教育課学務係長
委 員	山 本 将 誉	教育委員会社会教育課社会教育係長
委 員	横 野 明	教育委員会スポーツ課スポーツ係長
委 員	千葉みどり	教育委員会山部公民館公民館係長
委 員	井 下 秀 明	教育委員会東山公民館公民館係長
委 員	吉 田 敏 弘	教育委員会図書館図書館係長



富良野市次世代育成支援地域行動計画

平成 17 年 3 月

編集・発行 富良野市保健福祉部児童家庭課

〒076-0018 富良野市弥生町 1 番 3 号

TEL 0167-39-2223

